

第3次

聖籠町

都市計画マスタープラン



生まれて良かった 住んで良かった

第 3 次聖籠町都市計画マスター プラン



2021 年 6 月

聖籠町

目 次

はじめに	1
第 1 章 聖籠町の概況	3
1 聖籠町を取り巻く社会状況	5
2 聖籠町の現状	7
第 2 章 町民アンケート	15
1 調査概要	17
2 調査結果(抜粋)	18
第 3 章 計画の検証	29
第 4 章 全体構想	45
1 全体構想の概要	47
2 まちづくりの目標	48
3 地域特性を活かしたまちづくり	52
4 自然環境との共生	57
5 生活環境の整備	63
6 安心して暮らせる環境づくり	73
7 全体構想図	82
第 5 章 地区別構想	85
1 地区別構想の概要	87
2 蓮野地区	88
3 山倉地区	92
4 亀代地区	96
5 東港地区	100
6 加治川右岸地区	104
第 6 章 実現化に向けて	107
1 計画の実現	109
参考資料	113
1 策定体制	115
2 策定のあゆみ	116
3 策定委員会名簿	116
4 改定履歴	117
5 新潟都市計画区域図(聖籠町)	118

はじめに

1 都市計画マスター プランとは

都市計画マスター プランとは、「都市計画法第18条の2」に定められている計画で、本町の最上位計画である『聖籠町総合計画』に掲げている将来像の実現に向けた都市計画の分野における目標や方針を定めた計画です。

2 都市計画マスター プランの目的

都市計画マスター プランは、町民の意見を反映させながら、都市及び地区の将来像を町民に分かりやすく提示し、都市計画に対する町民の理解を深めるとともに、都市計画の総合的な指針を定めることを目的とします。

3 都市計画マスター プランの改定

本町では、2001年3月に「聖籠町都市計画マスター プラン」を策定し、2011年3月に「第2次聖籠町都市計画マスター プラン」として改定しました。

都市計画マスター プランは、これからのかまちづくりの指針となるべく、現時点における長期的な展望をもって定め、社会情勢の変化を考慮しながら、町民に対し本町の都市計画の基本的な方向性を示します。

従って、将来的にさまざまな要因により変化する可能性があり固定できるものではないことから、「第3次聖籠町都市計画マスター プラン」では、現時点での方向性を示しつつ、時代の変化や取組みの状況を踏まえ改定を行うものとします。

4 都市計画マスター プランの期間

「第3次聖籠町都市計画マスター プラン」の計画期間は、2021年度から2030年度までの10年間とします。

第1章 聖籠町の概況

1 聖籠町を取り巻く社会状況

(1) 人口減少による人口構造の変化

急速に進む人口減少は深刻化し、2040年頃に高齢者人口がピークを迎えるとされ、労働者人口の減少に伴う経済の停滞をはじめ、保健・医療・福祉、教育などの生活関連サービスの低下や税収の減少、社会保障費の増加などさまざまな影響をもたらすとされています。

本町の人口は経年的に増加していますが、生産年齢(15~64歳)人口は減少しており、老人人口(65歳以上)平均寿命が伸びていることから、少子高齢化が進行している状況にあります。

また、近年の人口増の要因は外国人の転入の増加によるもので、それを除く人口は減少している状況となっています。

こうした状況に対応するため、若い世代が安心して働き、子どもを産み育てやすい環境を整え、少子高齢化による人口減少の進行を抑制する対策が必要となっています。

(2) 地球環境問題の深刻化

現代の生活や経済・社会システムによる人間活動の増大は、地球環境へ大きな負荷をかけており、二酸化炭素の増加による地球温暖化や海洋プラスチックごみ汚染、生物多様性の損失など様々な形で地球環境の危機をもたらしています。

その中でも地球温暖化は、気候変動をもたらすとされており、それを起因とした豪雨災害や猛暑などの気象災害は、人命に関わる影響に加え、食糧生産などにも影響を与えています。

これに対応するため、政府は2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする目標を掲げ、脱炭素社会の実現を目指しています。2020年から5年程度は集中期間として、既存技術でできる有効な対策を直ちに実践し、モデルケースを創出し、それを全国に拡大としています。

地方公共団体においても2050年二酸化炭素排出実質ゼロへの取組表明が増えつつあり、今後は全国に拡大していくものと思われます。新潟県もその取組を表明しており、再生可能エネルギーの導入のほか、水素等の利活用によるエネルギー構造の転換への取組を進めています。

その中で新潟東港はカーボンニュートラルポート¹⁾の形成に向け、水素等の利活用、港湾施設の規模や配置を中心とした検討が行われているところです。

(3) 防災意識の高まり

東日本大震災をはじめ震度6を超える大地震や局地的な暴風雨、風水害などが頻発し、町民の防災に対する意識は高まっています。

災害に強い建物や河川、道路などの施設の強化や防災機材の整備、生活物資の備蓄等、災害時の備えが必要となっています。

また、「公助」に加え、「自助」「共助」による地域の災害対処力が重要なになってきており、自主防災組織等の地域の担い手確保と組織の育成が課題となっています。

(4) ライフスタイル・価値観の多様化

人々のライフスタイルや価値観は、社会の成熟やグローバル化の進展により、個人の意識も「物質的な豊かさ」から「心の豊かさ」を重視するようになり、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）や男女共同参画など価値観が多様化しています。

また、新型コロナウイルスの影響による感染防止対策を講じた新しい生活様式の定着やテレワークなどのオンライン化による組織や場所にとらわれない柔軟な働き方が進み、ライフスタイルの多様化は益々進んでいくと思われます。

このようにめまぐるしく変化する社会に伴い、ライフスタイルも多様化していることから、それに対応した住民ニーズに対する行政サービスの提供や社会づくりが求められています。

- 1) カーボンニュートラル：地球上の炭素（カーボン）の総量に変動をきたさない CO₂ の排出と吸収をプラスマイナスゼロにするエネルギー利用の在り方やシステムであり、カーボンニュートラルポートはその機能を備えた港のこと。

2 聖籠町の現状

(1) 位置・面積

本町は、新潟県の海岸地帯の北部に位置しています。また、飯豊連峰に源を発する加治川の下流にあり、穀倉地帯でもあります。町の総面積は37.58 km²で、ほぼ平坦な地域です。東と南は新発田市、西は新潟市に接しています。

【位置図】



(出典：国土地理院)

(2) 歴史

本町の歴史は、出土している石器、土器類からみて、紀元前2000年～3000年までさかのぼることができます。1598年(慶長3年)に新発田に移って来た溝口侯の加治川治水事業で新田開発が行われ、入植者を迎えたことから村落の形成ができたとされています。1889年(明治22年)に町村制が施行され、聖籠村、蓮野村、蓮潟村、藤井村、亀代村が誕生し、更に1906年(明治39年)の合併により、聖籠村と亀代村の二村になり1955年(昭和30年)には、町村合併促進法により聖籠村と亀代村が合併し、現在の前身である聖籠村となりました。そして、1977年(昭和52年)8月、町制施行により現在の聖籠町が誕生しました。

(3) 自然

本町の特徴としては、海岸部から内陸部にかけて樹林が点在し、特に海岸部では、防風、防砂の役割を果たす保安林が帯状に形成されており、海水浴やマリンスポーツ等の場として親しまれています。また、砂丘地では、ハマナスの群生が見られ、夏期には美しい花を咲かせます。さらに、町の西方にある弁天潟は自然に恵まれ、春から夏はサクラやアジサイ、夏から秋にはハスが咲き誇り、冬には白鳥の飛来が見られます。

主要な河川としては、加治川、新発田川、中田川などがあり、これらを基幹として用排水路網が形成されています。

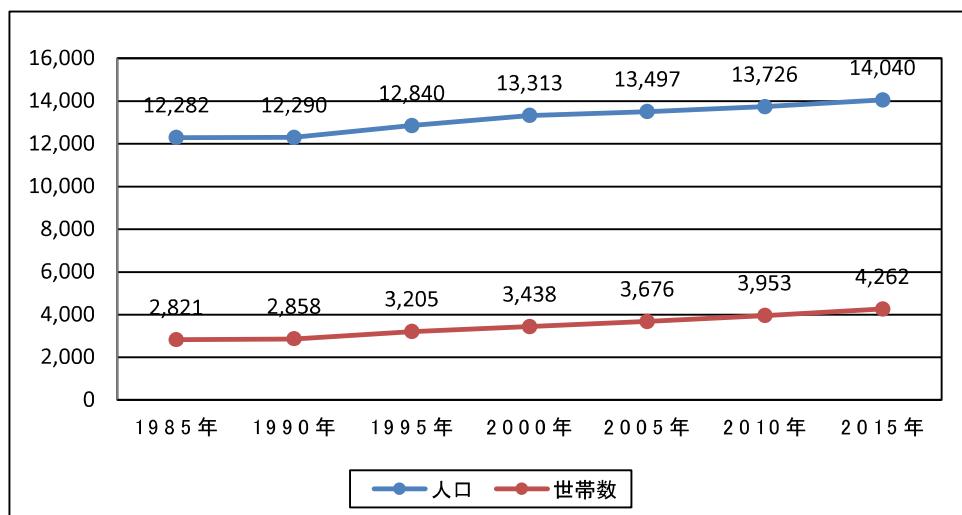
(4) 人口・世帯数

2015年の国勢調査では、本町の人口は14,040人、世帯数は4,262世帯となっています。

また、2010年～2015年において新潟県内で人口が増加した市町村は本町と栗島浦村だけであり、本町の人口増加数(314人)並びに人口増加率(2.3%)は共に県内トップの数値となっています。

しかし、このように人口増加が続いている本町においても、出生数と死亡数による「自然増減」及び転入者数及び転出者数による「社会増減」から、今後は人口が減少すると想定されています。

【人口・世帯数の推移】



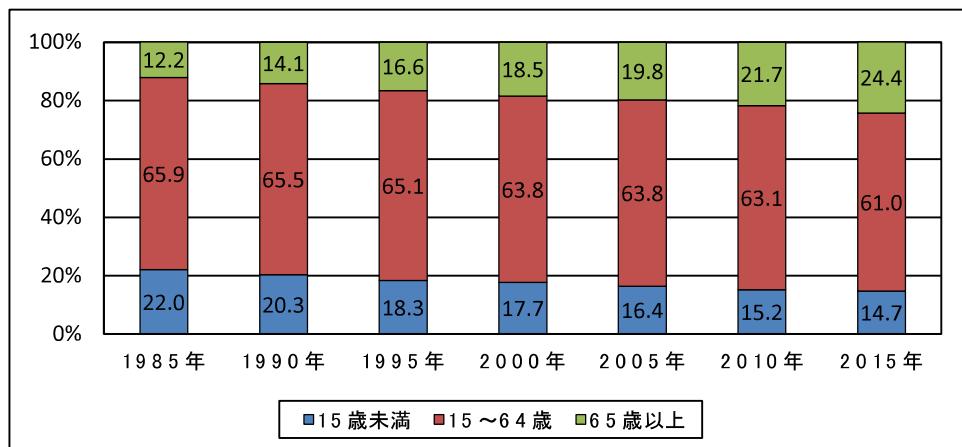
(出典：国勢調査)

(5) 年齢階層別人口

2015年における本町の人口を年齢階層別にみると、15歳未満の年少人口が14.7%（県全体12.0%）、15～64歳の生産年齢人口が61.0%（同58.1%）、65歳以上の老人人口が24.4%（同29.9%）となっています。これは県内市町村の中で、年少人口の割合は一番高く、逆に老人人口の割合は一番低くなっています。

しかし、本町においても少子高齢化は着実に進んでおり、高齢者が安心して暮らせるまちづくりや、子どもを産み育てやすい環境整備が求められています。

【年齢階層別人口（比率）の推移】

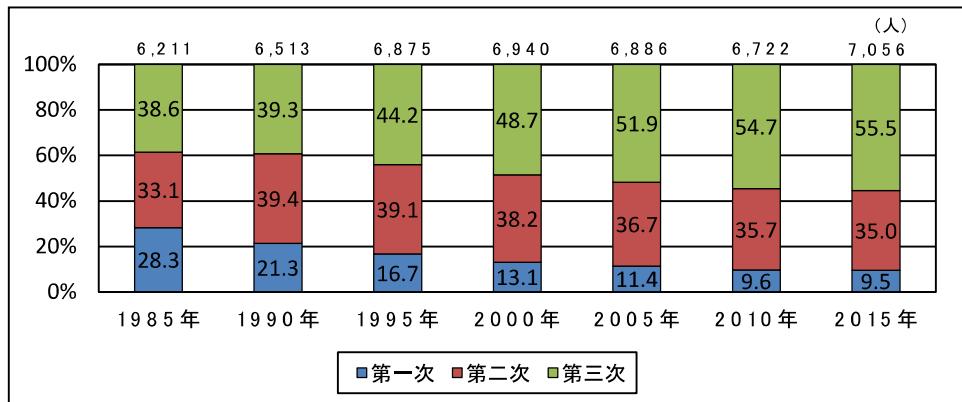


（出典：国勢調査）

(6) 就業者数

2015年における町民の就業者総数は、7,056人となっています。また、これを産業別でみると、第一次産業が9.5%（県全体5.9%）、第二次産業が35.0%（同28.9%）、第三次産業が55.5%（同65.2%）となっています。さらに、1985年からの産業別就業者数の推移をみると、第一次産業、二次産業の減少に伴う第三次産業の増加傾向を示しており、2005年より第三次産業が過半数を占めています。

【産業別就業者数（比率）の推移】



（出典：国勢調査）

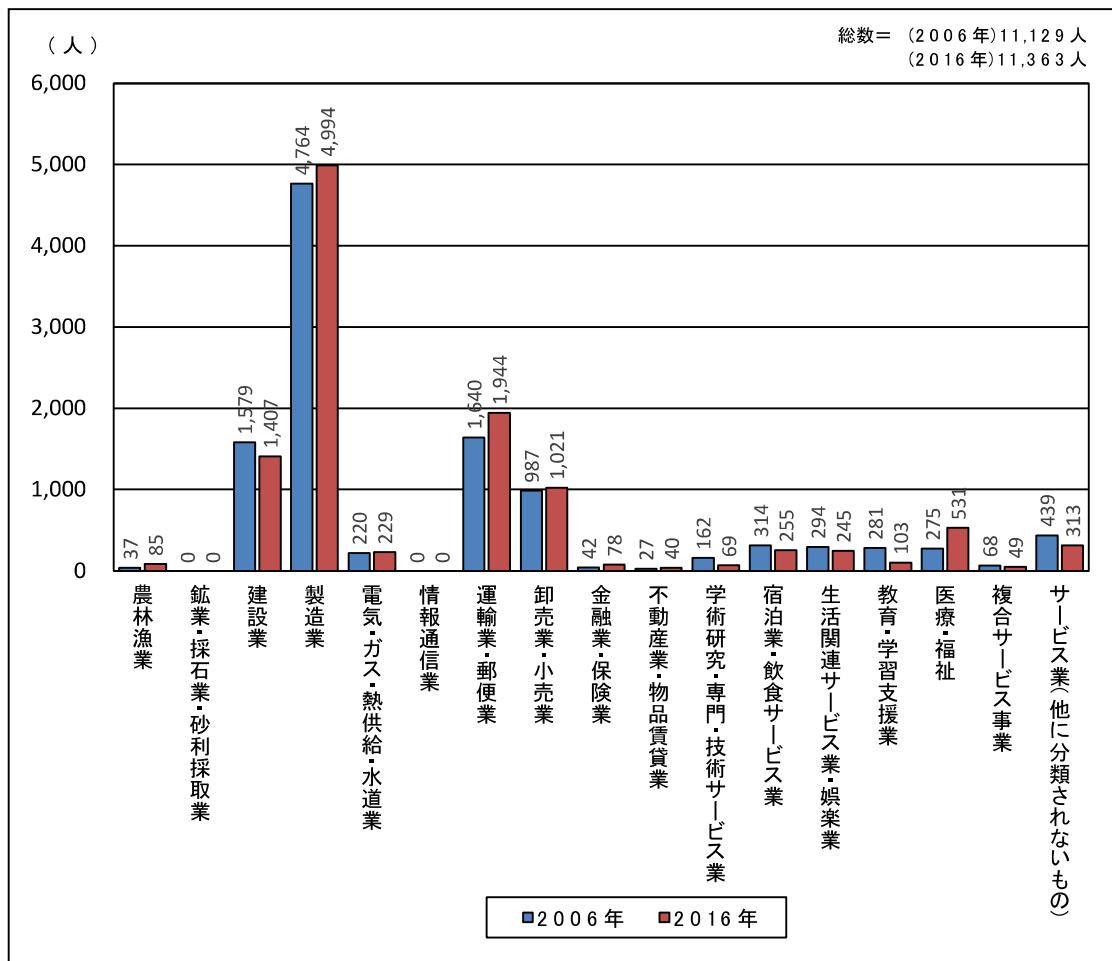
(7) 産業構造

下のグラフは、2016年において本町の事業所などに働く産業別の従業者数（町外在住の従業者を含む）を表したものです。

本町で働く従業者総数は11,363人であり、その内の43.9%にあたる4,994人が製造業に従事しています。やはり、新潟東港工業地帯を抱える本町の産業の中心は、製造業だと言えます。

また、製造業に続くのが運輸業・郵便業の1,944人(17.1%)、建設業の1,407人(12.4%)、卸売業・小売業の1,021人(9.0%)となっています。

【従業者数】

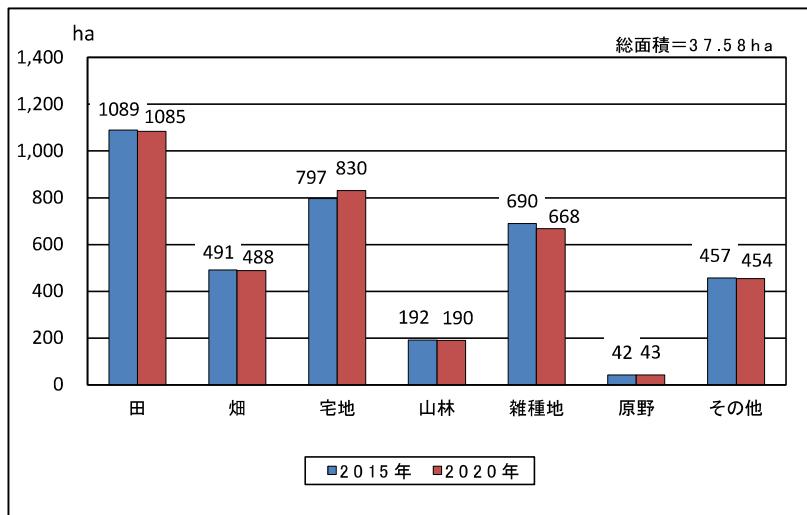


(出典：2006、2016年経済センサス－基礎調査結果)

(8) 土地利用

本町の土地利用の推移を、2015年と2020年の地目別面積で比較すると、農地(田・畑)が7ha、雑種地が22ha減少しているのに対して、宅地が33ha増加しており、農地及び雑種地の宅地化の進展がみてとれます。一方、山林などの自然的な地目は、緩やかな減少となっています。

【地目別面積】



(出典：税務課「概要調書」)

(9) 道路

本町は国道及び県道が幹線道路として機能しており、これを基幹として町道及び農道が網状にネットワークして道路網が構成されています。

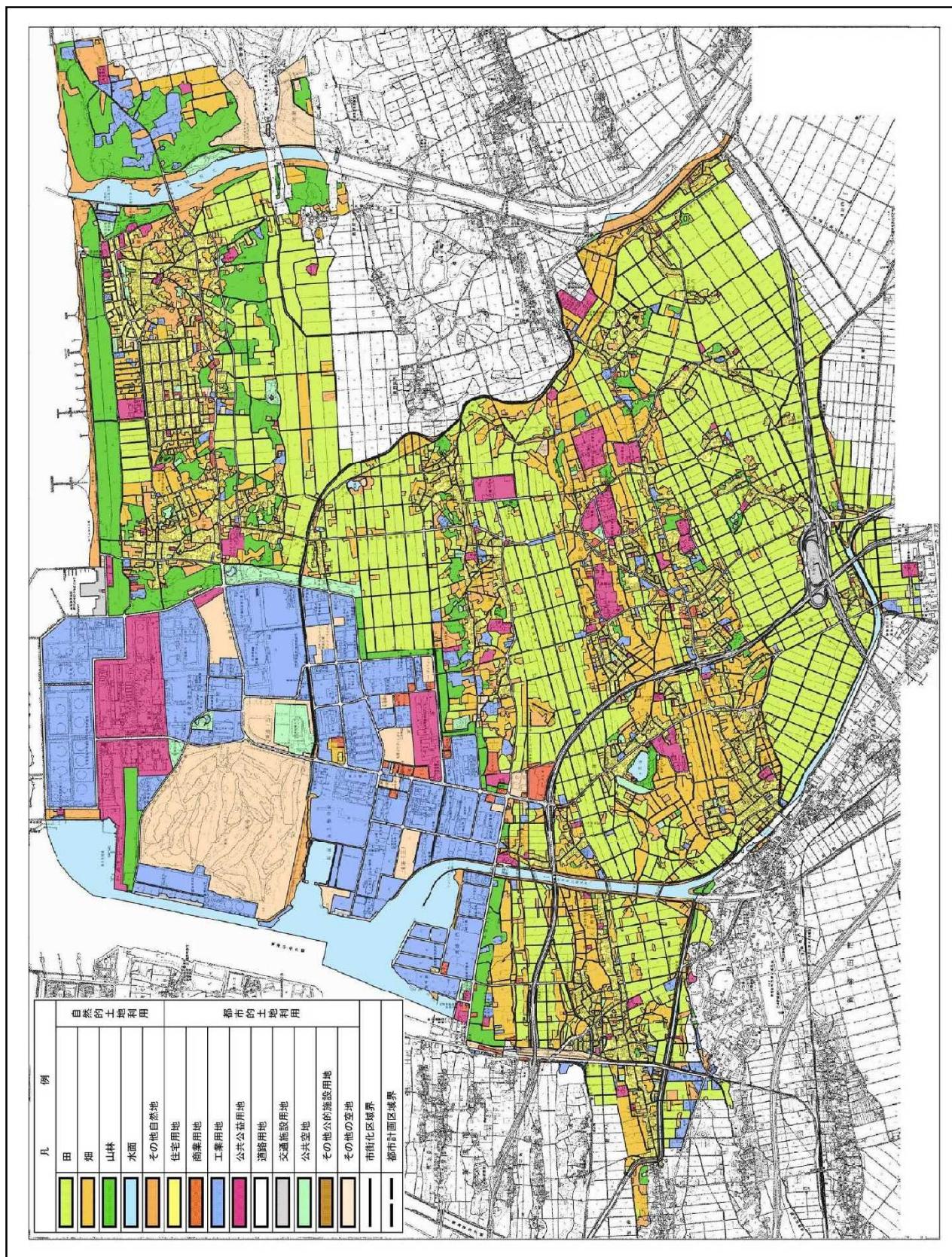
幹線道路としては、高速自動車国道が1路線、一般国道が2路線、主要地方道が1路線、一般県道が4路線整備されています。

【道路の整備状況】

種 別	路線名称	延長 (km)	改良済延長 (km)	改良率 (%)
国 道	高速自動車国道	日本海沿岸東北自動車道	3.5	3.5
	一般国道	国道7号	5.9	5.9
		国道113号	10.4	10.4
県 道	主要地方道	新潟新発田村上線	4.8	4.8
	一般県道	新潟東港線	1.8	1.8
		島見新発田線	0.9	0.9
		網代浜新発田線	6.4	6.3
		次第浜新発田線	2.3	2.2
町 道		194.2	154.5	79.6
農 道		5.7	4.4	77.2
合 計		235.9	194.7	82.5

(出典：聖籠町内県管理道路状況(2020年4月1日現在))

【土地利用現況図】



(出典：2017年都市計画基礎調査)

(10) 公共交通

鉄道交通としては、町外近傍にある JR 佐々木駅が新発田市や新潟市への通勤・通学などの交通手段として多くの人に利用されています。

また、バス交通としては、利用者が減少傾向にあった町営の循環バス(聖籠町エコミニバス)の課題を検証し、将来的に持続可能な公共交通体系を構築するため、2020年3月に「聖籠町における新たな公共交通のあり方に関する基本方針」を策定しました。その基本方針に基づき、民間事業者が運行していた次第浜から新発田を結ぶバス路線と町営の循環バスが路線を統合する形で2020年10月から新たなバス運行を開始したところです。

(11) 港 湾

本町は、国際拠点港湾となる新潟東港(=新潟港東港区)を有しています。新潟東港は本州日本海側港湾最大の外貿コンテナ取扱量を誇り、日本海側港湾を代表する港となっております。新潟東港のさらなる成長のために、港湾機能の計画的な強化が重要です。

(12) 公 園

本町における町民1人当たりの公園面積は、都市公園が $16.7\text{ m}^2/\text{人}$ となっています。

聖籠町都市公園条例では「都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は 15 m^2 以上」と規定しており、都市公園の面積は確保されています。

【公園の整備状況】

種 別	箇所数	面積(ha)	1人当たり($\text{m}^2/\text{人}$)	備 考
都市公園	9	23.4	16.7	人口 14,040人
児童遊園	17	3.0	—	
児童広場	11	0.7	—	
その他公園	1	2.2	—	
合 計	38	29.3	—	

(13) 下水道

聖籠町の下水道は、阿賀野川流域下水道(新井郷川処理分区)関連の公共下水道事業として整備を進めてきました。1993年から整備を開始し、2009年度には整備が完了しました。汚水処理人口普及率はほぼ100%に達していますが、水洗化率を限りなく100%に近づけるため下水道接続率の向上に取り組んでいます。

(14) 災 害

県内では、2004年中越大震災、2007年中越沖地震、2019年新潟・山形沖地震といった大規模地震の他、2011年新潟・福島豪雨をはじめ、2019年台風19号による大雨被害が発生するなど、近年、大きな災害が発生しています。本町においても、過去に1964年の「新潟地震」、1966・1967年の「羽越水害」など、大規模な災害による被害を受けてきました。

本町では、町民の皆さんに日頃から災害に備える気持ちを持っていただき、災害発生時に安全で迅速な避難行動をとって頂くため、2020年3月に「聖籠町災害ハザードマップ(災害避難地図)」を改定しました。

今後はこのハザードマップを活用して、災害時の被害を最小限に抑えるとともに、町民が安心して暮らせるように、災害に強いまちづくりを推進していく必要があります。



第2章 町民アンケート

1 調査概要

(1) 町民アンケートと掲載方法について

この町民アンケートは、本マスタープランと同時期に策定された「第5次聖籠町総合計画」に、町民の意向を反映させることを目的に実施されました。

このため、本マスタープランでは、アンケート結果の中から都市計画に関係するものを抜粋して町民の意向を把握するものとします。

(2) 調査対象

2020年2月27日現在、16歳以上の町内在住者の内から2,000人を無作為に抽出しました。

(3) 調査方法

郵便による配布・回収

(4) 調査期間

2020年3月10日～3月25日

(5) 回収状況

- ・標本数： 2,000人
- ・回収数： 778人
- ・回収率： 38.9%

(6) 集計・分析の方法

○比率は百分率で示しており、小数点第2位を四捨五入して算出しました。

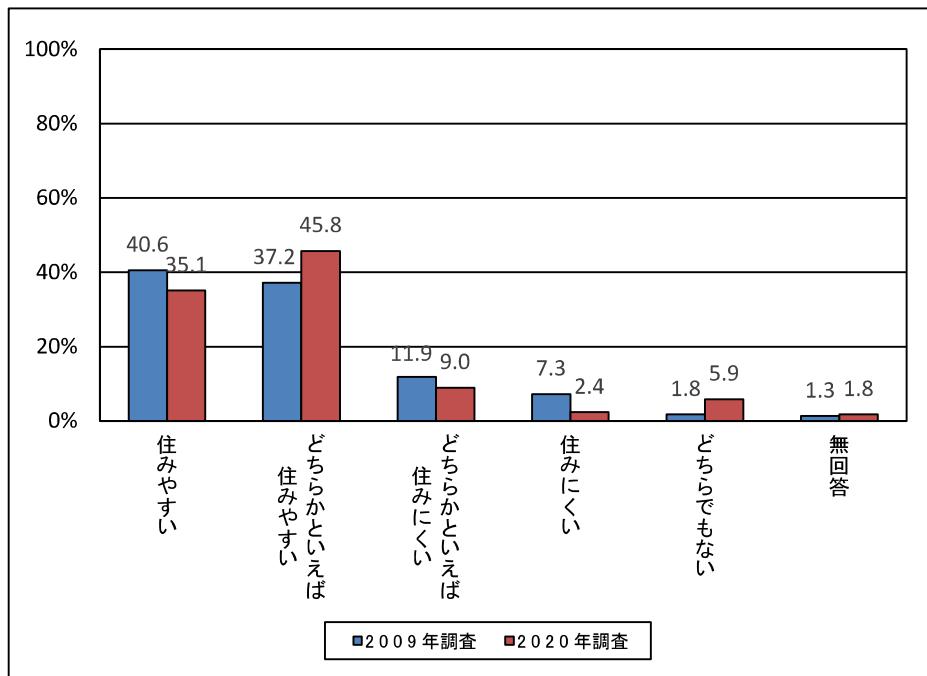
そのため、個別データの比率を足しても合計が100%にならない場合があります。

○複数回答を求める設問では、それぞれの回答肢の数値は延べ回答数に対する百分率ではなく、回答総数に対する百分率であるため、個別データの比率を合計した場合、100%を超える場合があります。

2 調査結果（抜粋）

(1)住みやすさ

問1 あなたは、この町は住みやすいと思いますか。（1つだけに○）

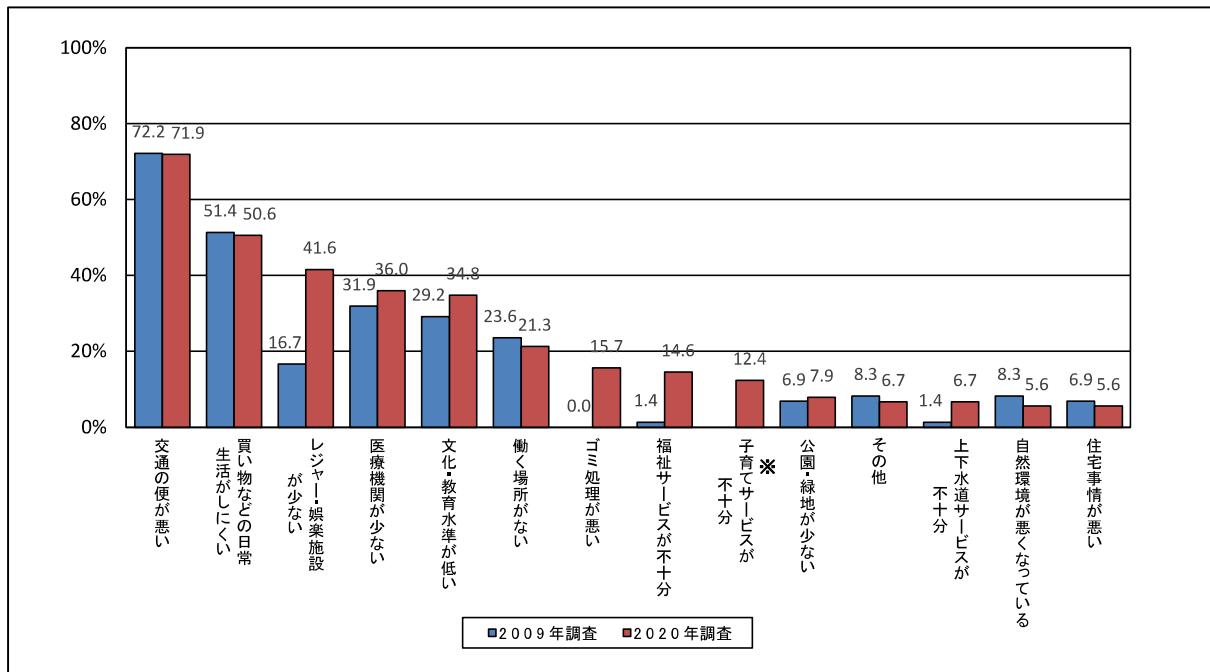


<結果の概要>

本町の住みやすさについて、「住みやすい」、「どちらかといえば住みやすい」を合計した『満足層』が全体の 80.9%（2009 年調査 77.8%）を占め、「住みにくい」、「どちらかといえば住みにくい」を合計した『不満足層』の割合の 11.4%（2009 年調査 19.2%）を大きく上回っています。

(2) 住みにくい理由

問2 問1で「どちらかといえば住みにくい」または、「住みにくい」に○をつけた方にお尋ねします。その理由は何ですか。(複数回答可)



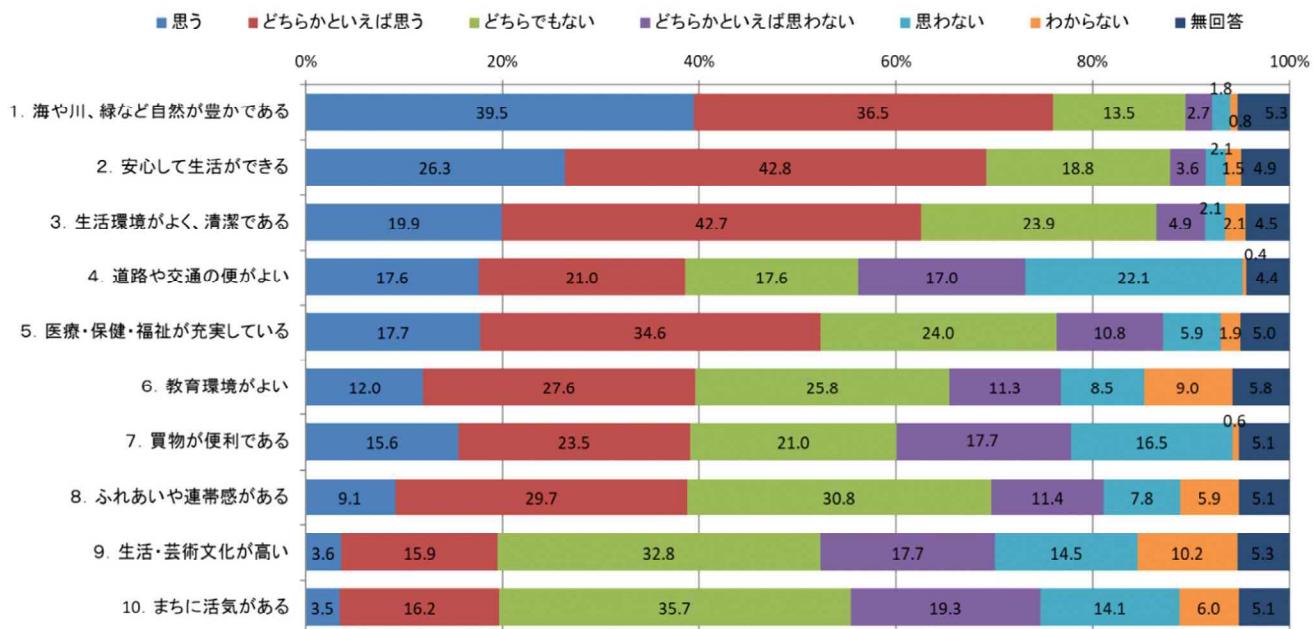
(※2009年調査時選択肢なし)

<結果の概要>

住みにくい理由について、最も多かったのは「交通の便が悪い」の 71.9% (2009年調査 72.2%) で、次いで「買い物などの日常生活がしにくい」、「レジャー・娯楽施設が少ない」の順となっています。一方、最も少なかったのは、同値の 5.6% で「自然環境が悪くなっている」 (2009年調査 8.3%) 「住宅事情が悪い」 (2009年調査 6.9%) となっています。

(3) 町のイメージ

問8 あなたは、町のイメージを周辺の市町村に比べてどの様に感じていますか。(それぞれの項目の選択肢に1つだけに○)



<結果の概要>

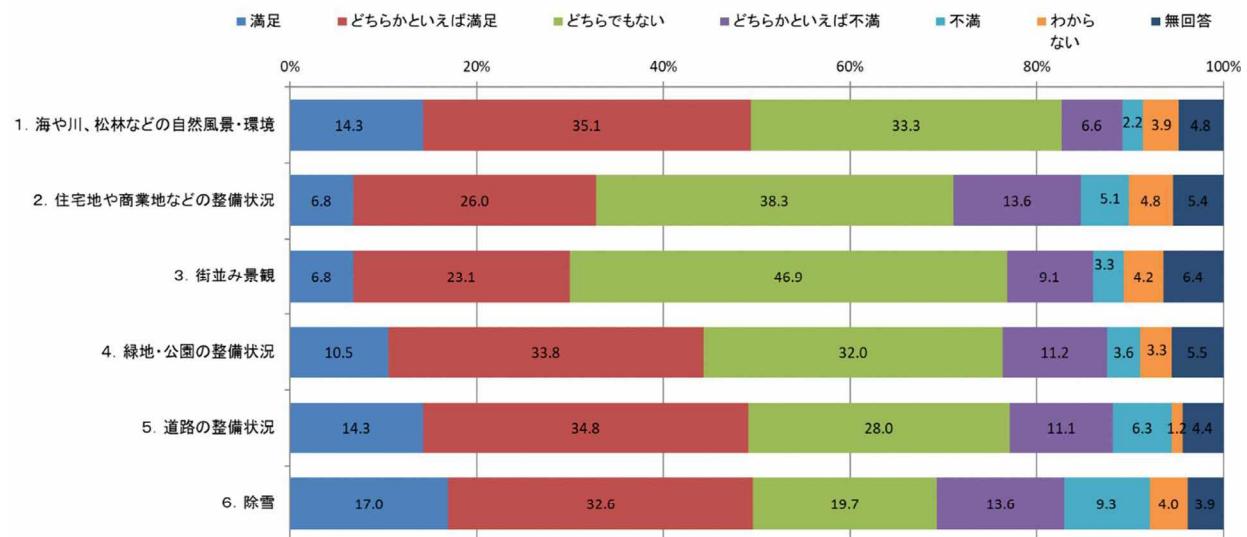
町民が感じている町のイメージについて、「思う」「どちらかといえば思う」の合計が最も多かったのは、「1. 海や川、緑など自然が豊かである」の 76.0%で、次いで「2. 安心して生活ができる」、「3. 生活環境がよく、清潔である」の順となっています。

一方、「思わない」、「どちらかといえば思わない」の合計が最も多かったのは、「4. 道路や交通の便がよい」の 39.1%で、次いで「7. 買物が便利である」、「10. まちに活気がある」の順となっています。

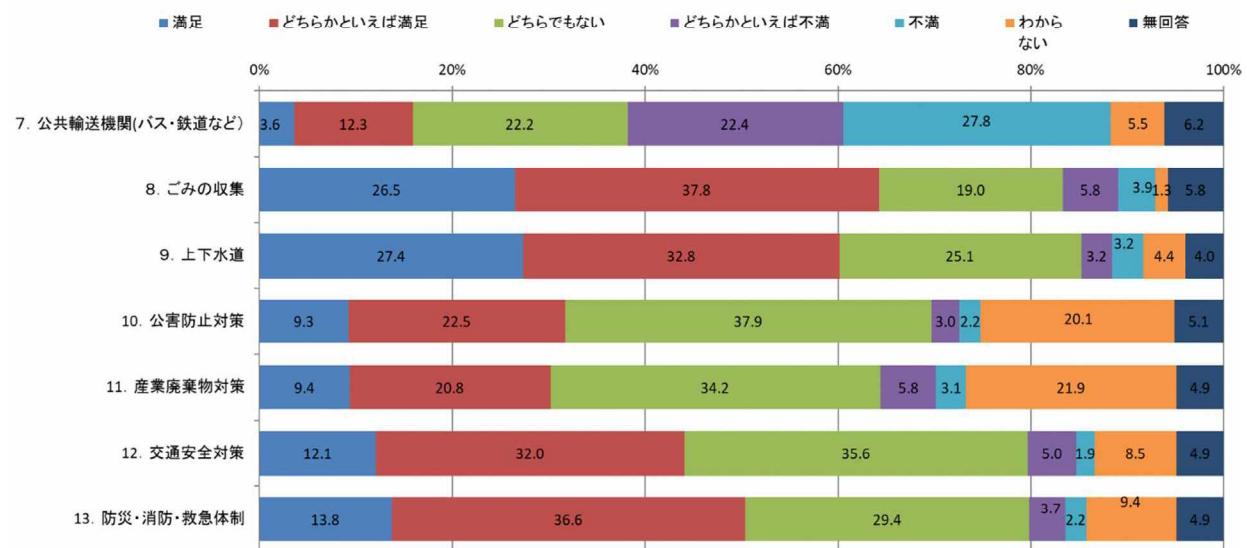
(4) 町の状況・取組み

問4 現在の町の状況・取組みについて、項目ごとにあなたはどの様に感じていますか。(それぞれの項目の選択肢に1つだけに○)

○都市計画



○環境・防災・安全



(※アンケート設問のうち、「都市計画」「環境・防災・安全」に関する回答を掲載)

<結果の概要>

都市計画について、「満足」「どちらかといえば満足」の『満足層』が最も多かったのは、「6. 除雪サービス」の49.6%で、次いで「1. 海や川、松林などの自然風景・環境」、「5. 道路の整備状況」の順となっています。

一方、「不満」「どちらかといえば不満」の『不満層』が最も多かったのは、「6. 除雪サービス」の22.9%で、次いで「2. 住宅地や商業地などの整備状況」「5. 道路の整備状況」の順となっています。

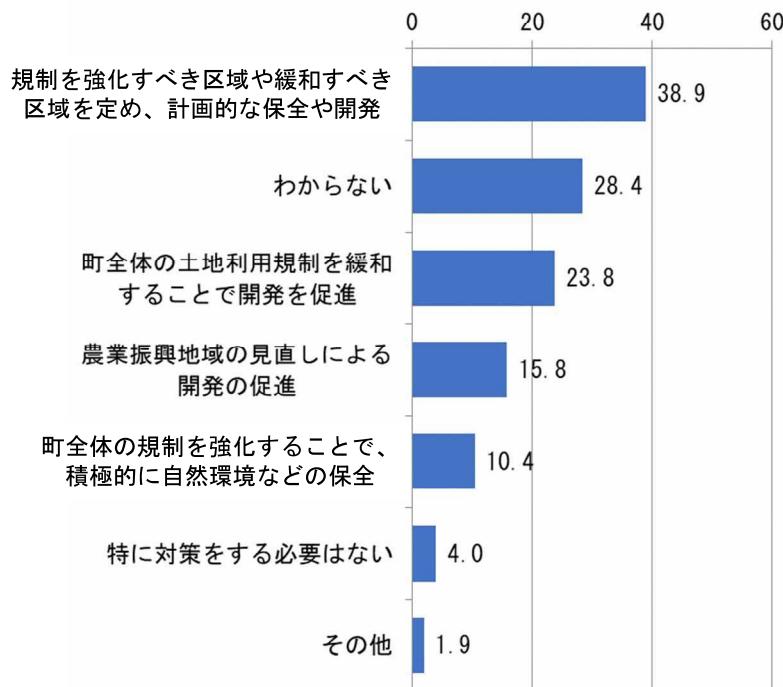
環境・防災・安全について、「満足」「どちらかといえば満足」の『満足層』が最も多かったのは、「8. ごみの収集」の64.3%で、次いで「9. 上下水道の整備」、「13. 防災・消防・救急体制」の順となっています。

一方、「不満」「どちらかといえば不満」の『不満層』が最も多かったのは、「7. 公共輸送機関(バス・鉄道など)の状況」の50.2%で他よりも突出しており、次いで「8. ごみの収集」「11. 産業廃棄物対策」「12. 交通安全対策」の順となっています。



(5) 土地利用

問5 町の土地利用のあり方について、あなたは、どのようにお考えですか。（複数回答可）



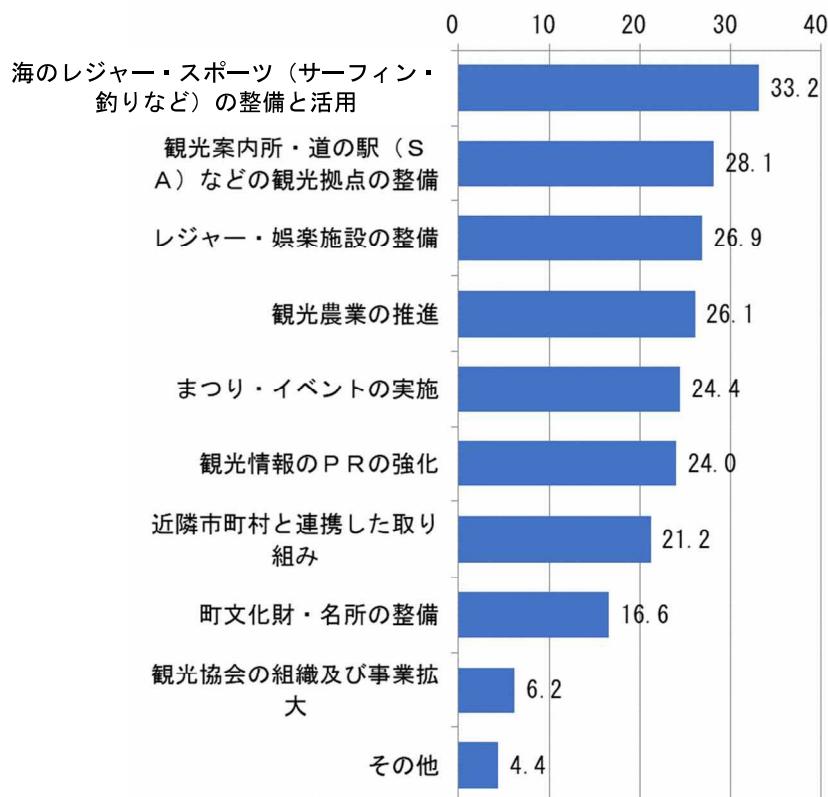
<結果の概要>

町の土地利用のあり方について、最も多かったのは「規制を強化すべき区域や緩和すべき区域を定め、計画的に保全や開発」の38.9%で、次いで「わからない」「町全体の土地利用規制を緩和することで開発を促進」の順となっています。

「わからない」「特に対策をする必要はない」「その他」を除いても、多くが何らかの対策を講じてほしいと考えています。

(6) 町民参加

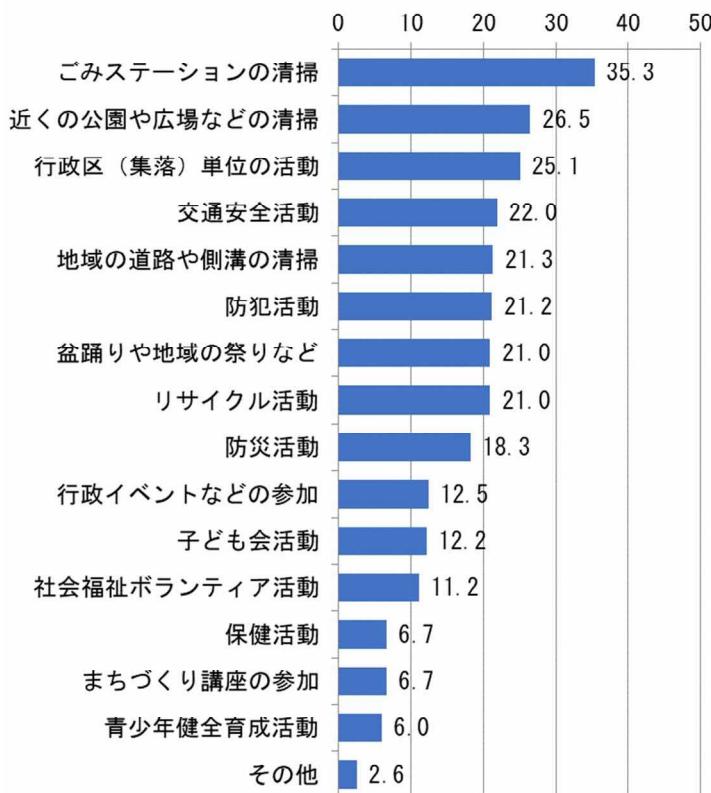
問 12 町の観光振興のためには、何に力を入れたら良いと思いますか。
(複数回答可)



<結果の概要>

町が力を入れるべき取り組みとして、最も多かったのは、「海のレジャー・スポーツ（サーフィン・釣りなど）の整備と活用」の 33.2% で、次いで「観光案内所・道の駅（S A）などの観光拠点の整備」「レジャー・娯楽施設の整備」の順となっています。

問15 明るく住みやすい町をつくるため、あなたが参加できると考える活動は何ですか。（複数回答可）

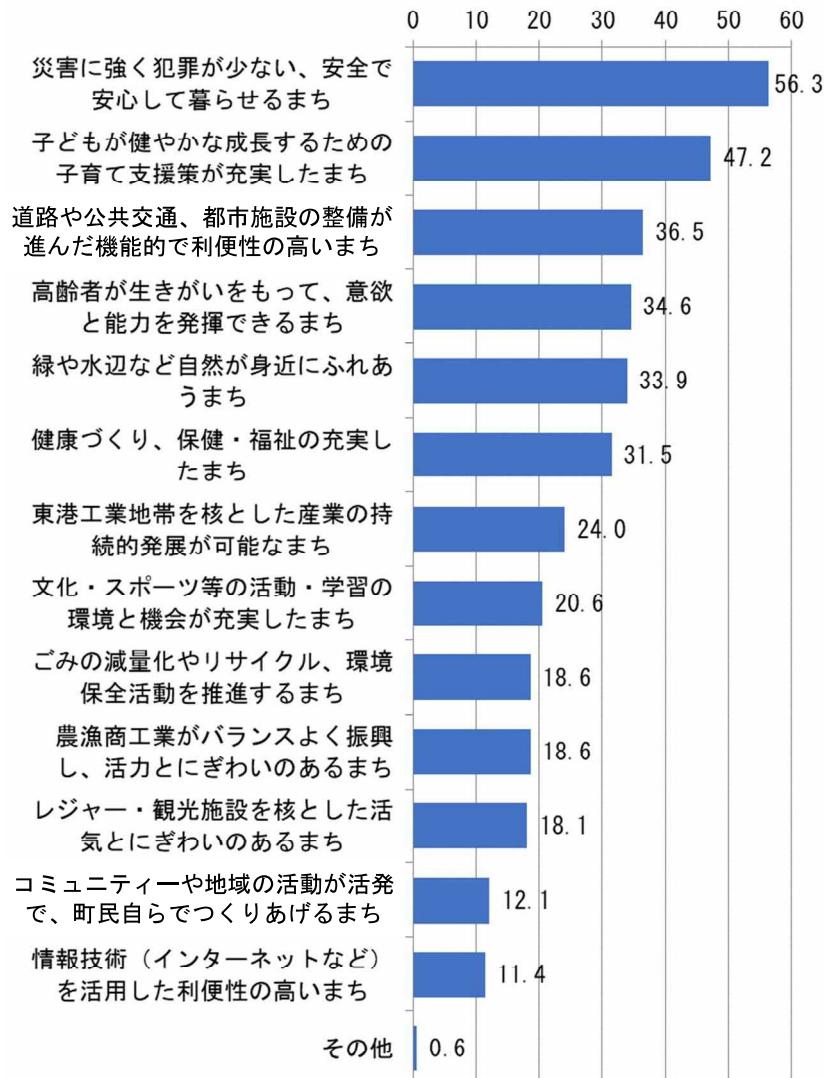


＜結果の概要＞

町民参加について、最も多かったのは「ごみステーションの清掃」の35.3%で、次いで「近くの公園や広場などの清掃」「行政区（集落）単位の活動」の順となっています。

(7) 町の将来像

問20 町の将来の姿として、もっともふさわしいと思うものは何ですか。（複数回答可）



<結果の概要>

町の将来像について、最も多かったのは「災害に強く犯罪が少ない、安全で安心して暮らせるまち」の56.3%で、次いで「子どもが健やかな成長するための子育て支援策が充実したまち」「道路や公共交通、都市施設の整備が進んだ機能的で利便性の高いまち」の順となっています。

(8) 重点的な取組み

問 25 町が当面、力をいれるべきことは何だと思いますか。（複数回答可）



<結果の概要>

町が力を入れるべき重点的な取組みについて、最も多かったのは「子ども・子育て支援策を充実する」の40.2%で、次いで「公共交通網を充実する」「高齢化社会に対応するため、高齢者が活躍できる環境と機会をつくる」の順となっています。

(9) 自由意見

最後に町行政の取組みのありかたや、町に望むこと、提案などがありましたら、ご自由にお書き下さい。

【都市計画に関する自由意見の集約】

大項目	小項目	意見の概要	件数
将来像	まちづくり	個性あるまちづくり	4
		住みやすいまちづくり	10
		将来を見据えたまちづくり	7
土地利用	農業	土地の有効利用	1
	緑地・公園	緑地の保全	1
		施設の整備	8
	住宅地	土地の有効利用	4
		土地の用途変更規制緩和	3
	工業地、商業・業務地	企業の誘致	5
		港の拡張	1
		無電柱化	1
買い物・商業施設	商業施設の整備		2
		小売店の誘致	13
	海岸線環境	海岸の清掃	1
		観光資源の整備	4
		イベントの充実	4
自然環境	緑地保全・緑化	緑化	1
	道路	道路の整備	17
		歩道の整備	4
		除雪方法の改善	3
	公共交通	コミュニティバスの改善	10
		交通費の助成	2
		交通網の充実	22
		新駅の整備	3
	ごみ処理	ゴミ収集サービス	11
	環境保全	EV(電気自動車充電)スタンド設置	1
		海岸清掃	1
		環境に対する企業の取組	1
		環境改善	3
		廃棄物処理業務地の区画整備	1
		不法投棄の監視	2
安全な暮らし	消防・救急	消防団の増員	1
	交通安全	安全運転対策	1
	防災	避難所の設置(津波)	3
		防災無線の改良	4
	防犯	街灯の設置	1
	空家	空家の活用	5

第3章 計画の検証

2011年に策定した「第2次聖籠町都市計画マスターplan」における主要施策について、現在までの進捗状況を整理し、各施策がどの位実行できたのか、あるいはできなかったのかを検証しました。

評価：◎=完了、○=進行（継続）中、△=計画中、×=未実施

(1) 土地利用の方針

項目	概要	評価
		進捗状況
(仮称)土地利用に関する条例の制定	土地利用に関する計画づくりの方法、開発や建設の際のルール、町づくりを進めるにあたって町民の役割などを含めた手続きなどについて定めます。	×
①住宅ゾーン		
良好な住環境の保護及び確保	個別法との整合を図り、町が指導的立場で民間開発事業や土地区画整理事業を促進するとともに、必要に応じて町主導による宅地造成を検討します。 住宅団地開発により、密集しがちな居住環境について、ゆとりある空間の確保に努めます。	○ 民間開発事業を促進し、事業者に指導することで良好な住環境の保護及び確保に努めています。
②田園居住ゾーン		
農村集落としての居住空間の維持	農村集落としてのゆったりとした居住空間を維持していくように努めます。 民間開発事業においては、造成後の人団誘導を図るため、地価の抑制を行うべく、行政面での支援策を検討します。	○ 田園環境を保護しつつ民間開発事業による人口誘導を図っています。
③商業ゾーン		
商業機能の維持・増進	既存店舗などによる賑わいの維持を図るとともに、周辺の商業地開発についても支援します。	○ 進出希望企業に対する相談支援を行っています。
④工業ゾーン		
工業機能の維持・増進	新潟東港工業地帯の早期完成に向けて、早期操業開始の促進を図ります。	○ 企業に対して連絡・訪問し、早期操業の働きかけを行っています。

項目	概要	評価
		進捗状況
工業機能の維持・増進	日本海側拠点港湾の指定に向けて、新潟県・新潟市などと働きかけを行います。	◎ 2011年に指定されました。
	工業地としての機能向上を図るため、整備の進捗状況をみて、新潟東港工業地帯内の適正な用途に向けた見直しなどに努めます。	○ 機能向上を図るため、特別用途地区の見直しを行っています。
	港湾機能を補完する施設整備や企業立地のための背後地の適正な土地利用の見直しを図ります。	○ 背後地の一部を工業用地として利用できるよう見直しています。
⑤農地・自然空地ゾーン		
農地や自然空地の環境保全	作物の生産、洪水防止、田園景観、生物生息空間などの多面的機能を保持していくため、町の発展との調整を行い農用地の保全を図ります。 自然空地については、その自然環境の保全と活用を進め、自然との共生を図ります。	○ 開発の際、関係機関と協議することで農地及び自然空地の保全等を図っています。
⑥中心市街地促進エリア		
地区計画または開発許可における建築条例の設定	適切な開発を支援し、市街化の促進を図るため、地区計画制度の活用を推進します。	◎ 2012年に条例を定め、制度を活用しました。
⑦商業・業務促進エリア		
業務施設の誘導	進出を希望する商業施設や新潟東港工業地帯を補完する業務施設などの誘導を図ります。	○ 地区計画制度を活用し、業務施設の誘導を図っています。

項目	概要	評価
		進捗状況
⑧健康増進エリア		
健康増進を図る拠点形成	温泉施設「ざぶ～ん」並びに「町民会館」の周辺に整備されている運動施設や公園との連携を図り、町民の健康増進を図る拠点形成に努めます。	◎ 町民の健康増進を図る拠点として形成しました。
⑨沿道型商業業務ライン		
沿道型商業地の育成	幹線道路沿道の利便性を活用するため、店舗や業務施設などの立地誘導に努め、沿道型商業地の育成を図ります。	× 商業区域への編入を検討したが、編入ができないと判断し、未実施となっています。



(2) 交通体系の整備方針

項目	概要	評価
		進捗状況
① 広域幹線道路		
日本海沿岸東北自動車道の建設促進	早期4車線化及び全線開通を要望します。	△ 全線開通を最優先とし事業が進んでいます。
② 主要幹線道路		
国道7号(新新バイパス)の改良等要望	利用状況を十分考慮した大府興野インターチェンジの改良及び防音施設の設置を要望します。	◎ 2015年から工事が始まり、2021年に開通しました。
国道113号道路改良の促進	拡幅が困難である現状を考慮した対策を促進します。	△ 交差点改良が進んでいます。
③ 幹線道路		
主要地方道新潟新発田村上線の整備促進	大府交差点から国道7号新新バイパス間の整備を促進とともに、未整備区間の歩道整備を要望します。	○ 大府交差点から国道7号新新バイパス間の整備は完了しましたが、未整備区間は引き続き要望しています。
県道網代浜新発田線の整備促進	網代浜交差点から海水浴場までの町道を含む拡幅整備を県と町との連携のもとで促進します。	◎ 完了しました。
県道次第浜新発田線の整備促進	拡幅整備を促進します。	△ 交差点改良を計画しています。
県道新潟東港線自転車歩行者道の整備促進	自転車歩行者道の整備を促進します。	× 需要がないため未実施となっています。
④ 主要生活道路		
アクセスや景観に配慮した整備	主要な公共施設などへのアクセスや沿道景観に配慮した計画的な整備に努めます。	○ 計画的に整備しています。

項目	概要	評価
		進捗状況
都市計画道路の整備	未整備路線について、路線計画の見直しなども検討しながら整備を推進します。	△ 県と協力し交差点改良を計画しています。
⑤集落内道路		
道路空間・防災空間の確保	現状を踏まえて道路整備の必要性を判断し対応します。	○ 計画的に整備しています。
消雪パイプの整備推進	狭い道路については、車及び歩行者の安全性や快適性を確保するため、消雪パイプなどの整備を検討し対応します。	○ 計画的に整備しています。
⑥歩道等		
県道新潟東港線自転車歩行者道の整備促進(再掲)	自転車歩行者道の整備を促進します。	× 需要がないため、未実施となっています。
歩道整備の推進	歩道のネットワーク化を図るため、歩道が途切れている箇所の改善に努め、通学路へのアクセス道については早期整備に努めます。	○ 計画的に整備しています。
⑦道路維持管理		
道路パトロールの強化	道路パトロールを強化し、危険箇所の改善など、維持管理の徹底に努めます。	○ 週1回の道路パトロールを実施しています。
国県道施設の改善	未整備箇所や道路沿線の環境悪化箇所を改善するため、関係機関に改善を要望します。	○ 関係機関に情報提供し改善を要望しています。
消雪パイプの整備推進(再掲)	狭い道路については、車及び歩行者の安全性や快適性を確保するため、消雪パイプなどの整備を検討し対応します。	○ 計画的に整備しています。

項目	概要	評価
		進捗状況
除雪車購入の推進	管理道路の延長や既存除雪車の老朽化に伴う整備・更新を図ります。	○ 既存除雪車の維持修繕で対応しています。除雪車の購入やリースなど対策を検討しています。
除雪体制の充実	町内全域に円滑な除雪が図られるよう、国・県と連携した除雪体制の充実に努めます。	○ 国・県と情報共有し、円滑な除雪に努めています。
⑧公共交通		
循環バス運行事業の充実	高齢者及び通勤・通学者の足としての利便性を高めるため、運行時間の定期的見直し並びに運行サービスの向上に努めます。	○ 2019年に検討委員会による見直しを行いました。引き続きサービスの向上に努めています。
JR佐々木駅前周辺における駐車場整備の要請	低炭素社会をめざすため、鉄道需要を喚起する方策として、駅周辺の駐車場整備のあり方を検討し、関係機関へ要請します。	○ 民間事業者により駐車場が整備されました。
高速バスの利便性向上	日本海沿岸東北自動車道の高速バスについては、新潟市内への流入車の減少を図るため、利便性の向上を要請します。	× 利用者減少により、未実施となっています。
羽越本線高速化事業の促進	JR白新線の複線化を要請とともに、新発田駅を経由し、新潟～酒田間を結ぶJR羽越本線の高速化の実現を働きかけます。	○ 年1回要望活動を実施しています。
新交通システムの整備	新潟駅と新潟東港地域を結ぶ軌道系などの新交通システムの整備を要請します。	○ 新潟圏域広域都市計画マスタープランの課題の一つとして定めています。

(3) 自然環境及び緑の整備方針

項目	概要	評価
		進捗状況
①公園・緑地		
保安林保育事業	飛砂防備対策など、新潟県が行う保安林事業の着実な実施を促進します。	○ 計画的に植樹及び間伐を実施しています。
育樹祭・植樹祭(町)	保安林事業による緑地の保全・育成とともに緑に対する意識の浸透を図ります。	○ 保安林の状況に応じて実施しています。
保存樹、保存林指定事業	保存樹、保存林の保全のため、保存樹マップを作成する他、必要な要綱を定め支援策を検討します。	× 森林法等関係法令により保全されているため、未実施となっています。
緑地保全制度の活用	緑地保全制度を活用し緑地保全を検討します。	× 要件に該当しないため、未実施となっています。
②海岸		
保安林保育事業(再掲)	飛砂防備対策など、新潟県が行う保安林事業の着実な実施を促進します。	○ 計画的に植樹及び間伐を実施しています。
松くい虫防除事業	砂浜の減少による植生の消滅を防ぐための方策を推進します。	○ 毎年松くい虫の防除のため、薬剤散布を実施しています。
聖籠町海浜総合整備事業	本町の海岸などの整備についての方針を定めている聖籠町海浜総合計画の実現に努めます。	○ 網代浜海岸地区は一部整備しています。
聖籠海洋レクリエーション交流拠点整備	網代浜海岸地区に海洋レクリエーション交流拠点施設の整備を推進します。	◎ 2012年に「海のにぎわい館」をオープンしました。

項目	概要	評価
		進捗状況
③河川		
新発田川放水路樹木管理	新発田川放水路管理用道路脇の適正な植栽管理を要請します。	○ 県に対し情報提供及び要請を行っています。
派川加治川水環境整備事業	派川加治川の親水事業を推進します。	◎ 2012年に整備が完了しました。現在は保全事業を実施しています。
(仮称)正庵川親水改修事業	湧水が認められる正庵川を改修することで、河川の親水性を高めます。	△ 親水性を高めるための改修は実施できておりません、今後は防災を目的とした改修を計画しています。
小・中学校における環境学習の推進	自然や緑を環境学習のための教材として活用を図ります。	○ 弁天潟風致公園や保安林を教材として環境学習が図られています。
④緑化		
苗木配布事業	緑化推進の目的で、慶事などの際に町民に対して苗木を配布します。	○ 申請1件に対して2本分の引換券を発行しています。
草花開花マップ	作成した本町内の草花開花マップの活用により、緑化意識の高揚を図ります。	○ 各施設窓口や公園休憩所に設置しています。
生け垣づくり補助金	集落内緑化を推進するため、町民に対する生け垣づくり補助金制度の普及・充実化を図ります。	◎ 目的達成により2019年度をもって廃止しました。

項目	概要	評価
		進捗状況
ボランティア団体の育成・支援	緑化推進のためのボランティア団体の育成・支援をします。	○ 2013年に「さわやかクリーンサポート事業」を開始し、27団体が事業に取り組んでいます。
町内ネットワークサイクリングロードの路線設定	町内をネットワークするサイクリングロードを設定します。	○ 町内を周遊できる路線を設定しました。今後はその周知を図ります。
歩行者・自転車用ネットワーク道路の整備、休憩所・案内板の設置	緑の空間などを有機的に結ぶ歩行者・自転車用道路と休憩所・案内板を整備・設置します。	× 優先度が低いため、未実施となっています。
町文化財保護事業	本町内に存在する貴重な文化財を保護します。	○ 法令に基づき保護しています。

(4) 防災まちづくりの方針

項目	概要	評価
		進捗状況
聖籠町地域防災計画の定期見直し	状況に即した対応が図られるよう聖籠町地域防災計画の定期見直しを行います。	○ 2014年に見直しています。
非常用食料、資機材、飲料水等備蓄推進事業	災害時に対応するための食糧などを備蓄します。	○ 計画的に飲料水などの食糧・緊急用資材を備蓄しています。
民間事業所との災害時応援協定の締結	災害時に民間事業所から応援を受けるための協定の締結により必要資材などを確保します。	○ 民間事業所をはじめとし各種団体など計28件の協定を締結しています。
国民保護法に基づく国民保護計画の推進	国民保護法に基づき、国民保護のための体制整備や物資、資材の備蓄などについて着実に推進します。	○ 聖籠町国民保護計画を定め、体制整備や物資等の備蓄を実施しています。
①防災拠点・避難所		
防災拠点・避難所の耐震化事業	防災拠点・避難所の耐震化を進めます。	○ 耐震補強及び避難所の見直しにより耐震化を行いました。
防災拠点施設設備整備事業	災害時における食料・緊急用資材の備蓄倉庫並びに飲料水兼用貯水槽を整備します。	○ 2015年に中央防災倉庫を整備しています。
②住宅		
住宅の耐震化の促進	防災性能の向上を図るため、老朽住宅の改修・建替や耐震診断を支援します。	○ 耐震診断料の無料化や設計・改修費の補助を実施しています。
火災報知器の普及	住宅用火災報知器の普及に努めます。	○ 広報等で周知し普及に努めました。

項目	概要	評価
		進捗状況
③ 工業団地		
総合的な防災対策の実行	新潟東港工業地帯は、石油コンビナート等災害防止法による特別防災区域に指定されており、県策定の「新潟県石油コンビナート等防災計画」による総合的な防災対策を講じます。	○ 県が主体となり防災対策を講じています。
防災訓練の実施	県、町、事業者による共同の防災訓練の実施により、確実な防災対策を進めます。	○ 共同防災訓練を実施しています。
④ 道路		
狭あい・行き止まり道路の解消	災害活動に支障となるような狭あい道路や行き止まり道路の解消に努めます。	○ 計画的に整備しています。
⑤ 河川		
河川改修の要望及び治水安全度の向上	未改修河川については、国や県に対して積極的に河川改修を要望します。 また、改修済の河川についても、ゲリラ豪雨に対応できるよう、治水安全度の向上をめざします。	○ 必要に応じて要望しています。
農地の保全	大雨の際に遊水池としての機能を果たす農地の保全に努めます。	○ 無秩序な開発を防止し、農地保全に努めています。
⑥ 海岸		
護岸整備の要請	津波対策として、海岸線の護岸整備などを国や県に対し積極的に要請します。	○ 要請しています。

(5) 生活環境の整備方針

項目	概要	評価
		進捗状況
①上水道		
上水道切替え 推進事業	飲料水を地下水利用している家庭について、安全面から上水道に切替えを促進します。	○ 広報による周知や訪問、アンケート調査を実施しています。
老朽管更新(耐震化)事業	耐用年数を超えた老朽管を耐震管に改修替えします。	△ 聖籠町水道事業経営戦略によるアセットマネジメント計画に沿って耐震化を推進していきます。
水道危機管理 マニュアル策定事業	災害などの非常時に備え、危機管理マニュアルを策定します。	◎ 2018年に策定しました。
②下水道		
水洗化の普及 ・助成事業	供用開始3年以内に接続した者に対して排水設備設置に係る融資と利子補給及び水洗便所に係る助成を行います。	◎ 2009年に全ての区域において供用を開始し、2012年に助成事業を完了しました。
マンホールポンプ監視システム設備更新事業	マンホールポンプ場17箇所の有線方式の監視システムは設置後10年を経過し、通信ケーブル約10kmが劣化したことにより、無線化にします。	◎ 2018年に無線化の更新を完了しました。
阿賀野川流域 下水道(新井郷 川処理区)整備 事業	流域下水道施設建設に係る構成団体負担金を支払います。	○ 負担しています。
③ごみ処理施設		
豊栄環境センター及び一般 廃棄物最終処分場江楓園の 管理・運営	新潟市と協力しながら管理・運営していきます。	○ 協力し管理・運営しています。

項目	概要	評価
		進捗状況
④ し尿処理場		
中部管理センターの運営	下水道加入率が高くなるにしたがい、「中部管理センター」の管理に支障が出ることから、今後の運営について新発田市と協議を重ねていきます。	◎ 2015年に都市計画決定し施設を廃止しました。
⑤ 火葬場		
広域葬祭センター願文院の管理・運営	新発田市と連携・協力しながら広域行政の一環として管理・運営していきます。	○ 連携し管理・運営しています。



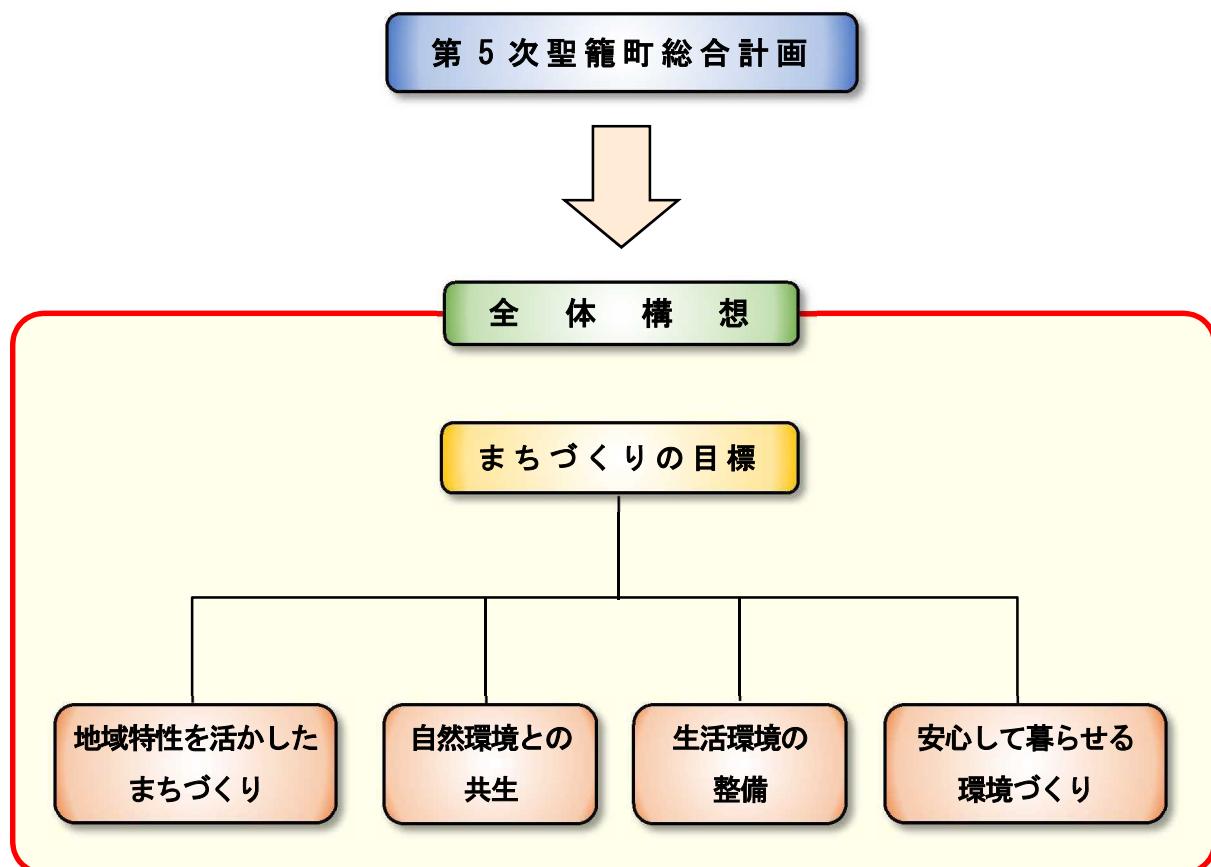
第4章 全体構想

1 全体構想の概要

(1) 全体構想の目的

全体構想は、聖籠町を取り巻く社会状況、町の現状や課題、町民の意向及び「第5次聖籠町総合計画」におけるまちづくりの基本理念『生まれて良かった 住んで良かった聖籠町』を踏まえ、町全体の「まちづくりの目標」を設定するとともに、これを具現化する分野別の方針である「地域特性を活かしたまちづくり」「自然環境との共生」「生活環境の整備」「安心して暮らせる環境づくり」を定め、本町のまちづくりの道筋を示すことを目的とします。

(2) 全体構想の構成



2 まちづくりの目標

(1) 目標年次

本マスタープランは、概ね 10 年後の聖籠町を想定したまちづくりの計画とし、その目標年次を 2030 年とします。

(2) 目標人口

本町の人口は、国勢調査では 2010 年 13,724 人、2015 年 14,040 人と、わずかながらも増加傾向を示していますが、今後は少子高齢化や人口動態及び社会状況の変化により、人口減少は進むとされており、自然増や社会増に向けた取り組みがなければ、少子高齢化が進み人口減少はさらに加速していくと予測されています。

聖籠町人口ビジョン 2020 では、合計特殊出生率※を現状とほぼ同じ 1.92 ~ 1.94 に維持し、転入・転出などの社会増減を保つことを仮定し 2060 年の目標人口を 11,850 人としています。

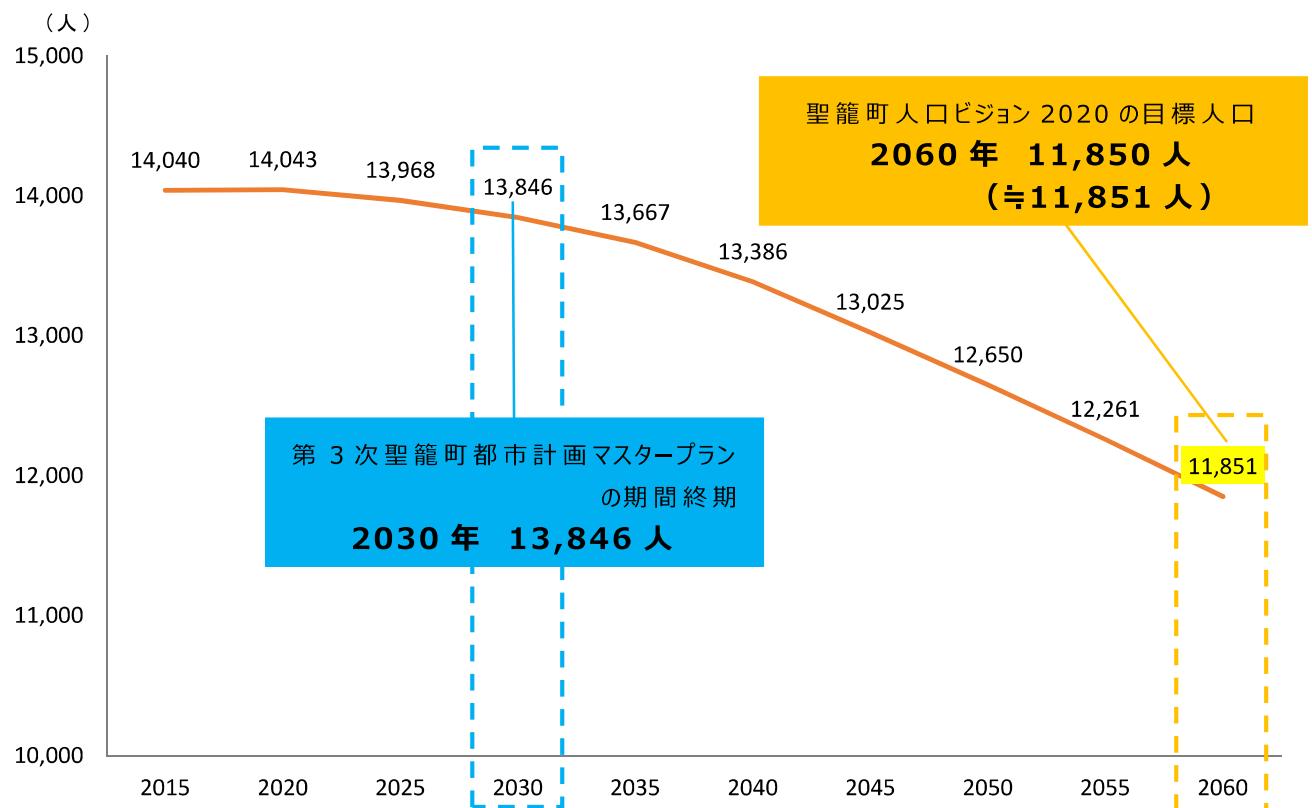
本町の合計特殊出生率を維持していくためには、今後も子どもを産み育てやすい環境整備や取り組みが必要となります。また、転出を抑制し、転入を促進させる取り組みとして、仕事の創出や安全で安心して暮らせる環境づくりも必要となります。

本マスタープランでは、聖籠町人口ビジョン 2020 で示されている国立社会保障・人口問題研究所の推計準拠の数値を採用し、2030 年の目標人口の設定を 13,846 人とします。

※合計特殊出生率とは、一般的に「一人の女性が一生の間に産む子ども数」とされ、15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの

【参考】

聖籠町人口ビジョン2020で採用した国立社会保障・人口問題研究所の仮定値を基に推計した人口の推移



(3) 将来像

「第5次聖籠町総合計画」において定められた5つの将来像の内、都市計画部門が担うべき下記のものを、本マスタープランの将来像として設定します。

■ 安全で快適な生活環境の創造

失われつつある緑の資源や自然環境を保全するとともに、歴史、文化、産業などの地域資源の特性を活かしたまちづくりを進めます。

また、災害に強い防災まちづくりの構築、交通アクセスの整備、資源の再利用などを図ることにより、町民一人ひとりが豊に暮らせる町をめざします。（「第5次聖籠町総合計画」より）

(4) まちづくりの基本的な方向

将来像を実現するため、まちづくりの基本的な方向を次のとおりとします。

● 地域特性を活かしたまちづくり

- ・都市化の進展に対応し、農用地、緑地、公園、海岸、河川、水路、住宅地、工業地など整然とした土地利用が図られるよう開発を誘導することにより、秩序あるまちづくりを推進します。

● 自然環境との共生

- ・侵食される海岸線の保護を図るため、海浜の保全や護岸整備を促進するとともに、人々が親しめるよう、海岸保全施設や背後地の緑地保全を図り、海洋レジャー・スポーツの振興に努めます。
- ・河川堤防などの安全対策とともに、管理用道路の有効利用の検討、また、水と親しめるような空間の整備促進を図ります。
- ・町の資産となる松林や木立などの減少が進んでいることから、緑地を保全するとともに緑化の推進を図ります。

● 生活環境の整備

- ・ネットワーク化が進む幹線道路に加え、広域アクセスを考慮した道路整備を図るとともに、通学路の歩道整備を計画的に進めます。
- ・町唯一の公共交通である循環バスについては、通学、通勤者などの利便性を高めるため、適正な運行について定期的な見直しや運行サービス

の向上に努めます。また、鉄道利用者の利便性の向上を図るため、JR 佐々木駅へのアクセス向上に努めます。

- ・上水道の計画的な事業運営に努め、経営の健全化を図ります。また、災害時に安定して水道水を供給するため、水管路の耐震化を計画的に進めます。
- ・下水道事業は、全集落に下水道供用が可能になったことから、他の環境保全策もあわせ、接続促進を図るための啓発に努めます。

●安心して暮らせる環境づくり

- ・消防施設の更新及び整備を進め、消防力の充実を図るとともに、広域消防と連携を図りながら、町民の生命・財産を守るための施策を開展します。
- ・各地区の防災拠点等の整備・強化などの「公助」に加え、「自助」「共助」による地域の災害対処力の強化を図り、大規模災害に備えて、ソフト面とハード面双方からの対策を推進します。
- ・増加傾向にある空家等について、「聖籠町空家等対策計画」に基づく空家等の総合的かつ計画的な取り組みを推進します。

3 地域特性を活かしたまちづくり

【基本方針】

- 都市化の進展に対応し、農用地、緑地、公園、海岸、河川、水路、住宅地、工業地など整然とした土地利用が図られるよう開発を誘導することにより、秩序あるまちづくりを推進します。

1 都市近郊型の土地利用

(1) 現状と課題

<農用地の利用>

- ・ 担い手がほ場整備による農地の利用集積を進め効率化を図る一方、既存集落内に点在する非効率な農地の管理が課題となっています。

<緑地・公園の維持管理>

- ・ 松くい虫被害や開発等で減少していく森林や緑地の維持保全が課題となっています。
- ・ 潤いある生活空間を確保するために、安心して親しめる公園の維持保全が課題となっています。

<住宅地の充実>

- ・ 市街化調整区域における農家などの分家住宅や一般住宅の建設ニーズが多いため、農村居住空間の維持を考慮しつつ、良好な居住環境を備えた住宅団地の整備などが課題となっています。
- ・ 本町の中心地区として位置付けている「中心市街地促進エリア」を除く既存集落で住宅地の確保が課題となっています。
- ・ 地方創生の観点から地方への新しい人の流れをつくることが重要な課題となっており、本町においても、将来の人口減少や雇用確保を視野に入れた U ターンや I ターンによる移住定住促進のための構想を検討する必要があります。

<中心市街地促進エリアの市街化>

- ・ 本町の中心地区として位置付けている「中心市街地促進エリア」における高い拠点性を有する市街化へ向けた適切な宅地造成が課題となっています。

＜新潟東港工業地帯背後地の機能強化＞

- ・日本海沿岸東北自動車道や新潟新発田バイパスの利便性を活かす、新潟東港背後地整備が課題となっています。

(2) 整備又は保全の方針

① 農用地の利用

- 農地の減少傾向が続いているため、ほ場整備の推進など農地を保全していく区域を明確にします。
- 民間事業者等と連携し、管理不全農地等の多面的な利用を図ります。

② 緑地・公園の維持保全

- 森林の減少を阻止するため、海岸保安林、並びに内陸部の既存森林の維持保全に努めます。
- 開発等で減少していく緑地を補完するため、緑地等の整備に努めます。
- 新潟東港工業地帯周辺部の緩衝緑地帯の維持保全に努めます。
- 町民の賑わいと潤いある生活空間の確保のため、多面的な機能を持つ公園の維持保全に努めます。

③ 住宅地の充実

- 「中心市街地促進エリア」を除く既存集落の人口維持を図るため、民間事業者による宅地開発の促進や空家の利活用を推進します。
- 民間宅地開発において、造成後の人口誘導を図るため、必要に応じて行政面での支援策を検討します。
- 宅地開発による居住環境について、周辺景観に調和したゆとりある居住空間の確保に努めます。

④ 中心市街地促進エリアの市街化

- 役場周辺の市街化を促進するため、民間宅地開発の誘導により、役場周辺における地区計画を推進します。

⑤新潟東港工業地帯背後地の機能強化

○新潟東港工業地帯の背後地である「工業・商業・業務促進エリア」において、新潟東港工業地帯の機能強化に合わせ、その補完・充実を図るための工業、商業・業務施設の立地誘導を図ります。

(3) 主な施策

主要事業名	事業の説明	担当課
聖籠町海浜総合整備事業	本町の海岸などの整備についての方針を定めている聖籠町海浜総合整備計画を指針として国や県、周辺自治体と連携し整備を検討します。	ふるさと整備課
派川加治川水環境保全事業	新発田市などとの協議会により、派川加治川の農業水利施設の保全管理を行い、景観と生態系の保全を図ります。	産業観光課
地区計画制度による開発の推進	地区計画制度を活用した、住宅や工業、商業・業務施設用地の開発を推進します。	ふるさと整備課
社会資本整備総合交付金事業	国土交通省所管の交付金や補助金を活用して、安心安全な社会資本整備を行います。	ふるさと整備課
保安林保育事業(県)	飛砂防備対策など、新潟県が行う保安林事業の着実な実施に努めます。	産業観光課
育樹祭・植樹祭(町)	保安林事業による緑地の保全・育成とともに緑に対する意識の高揚を図ります。	産業観光課



2 土地利用に係る調査の推進

(1) 現状と課題

<国土調査事業の実施>

- 新潟東港開発事業や道路などの改修整備により土地の区画形質が著しく変化し、境界や面積及び利用状況が把握されているとはいひ難い状況であったことを背景に、当該事業が進められ年々実施面積が減少傾向にあることから、引き続き事業を実施していくことが課題となっています。

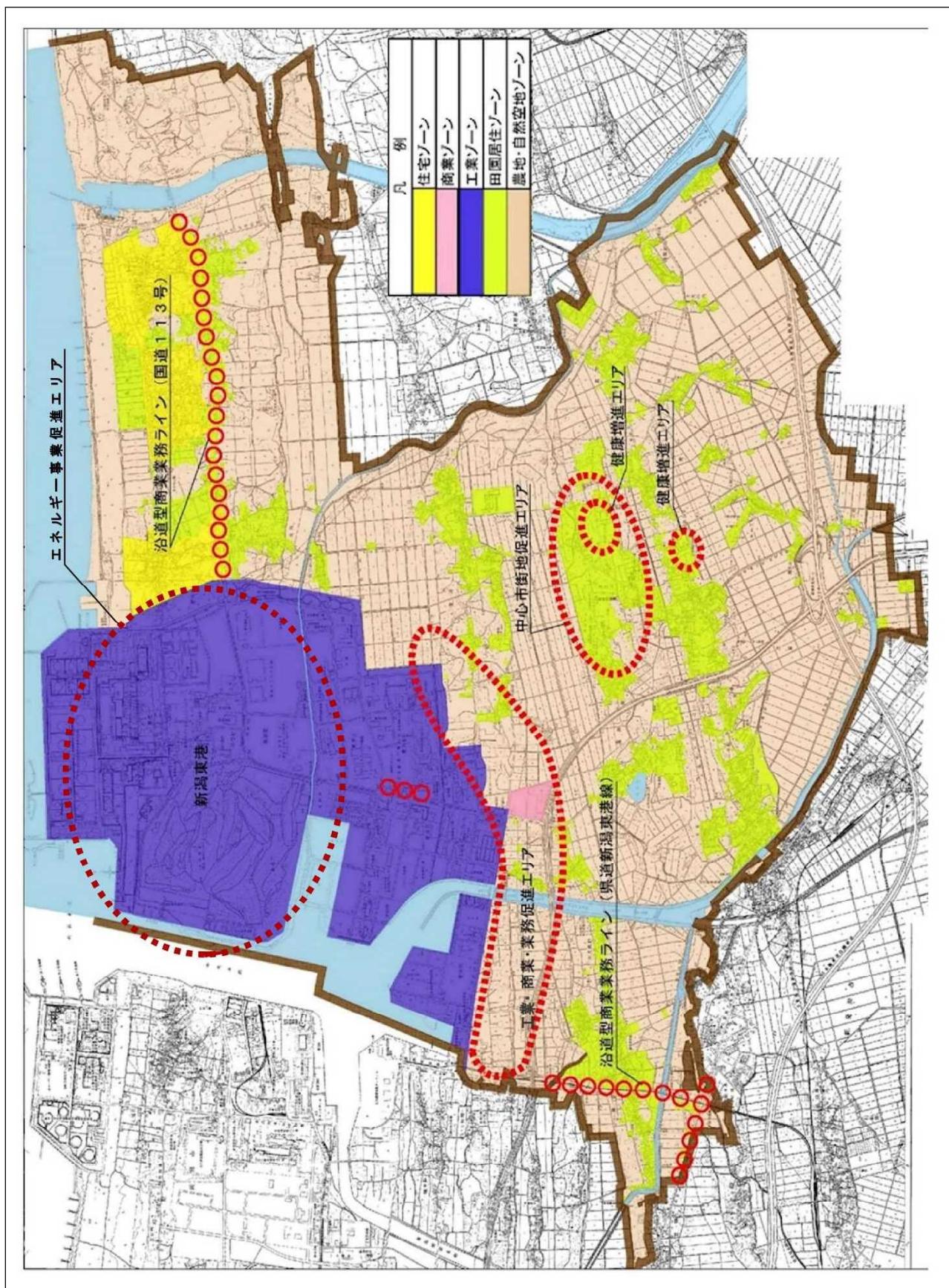
(2) 整備又は保全の方針

① 国土調査事業の実施

- まちづくり計画を推進していくためには、基盤整備が必要であり、精度の高いデータが要求されることから、1991年度から実施している国土調査事業による一筆ごとの土地の再調査を推進します。

(3) 主な施策

主要事業名	事業の説明	担当課
地籍調査の実施	一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査するとともに、境界の位置と面積を測量し、土地の境界の適正管理を行います。	ふるさと整備課

地域特性を活かしたまちづくりの方針図

※ この方針図は、これまでの土地利用及び今後の方針を踏まえイメージしたものです。

4 自然環境との共生

【基本方針】

- 侵食される海岸線の保護を図るため、海浜の保全や護岸整備を促進するとともに、人々が親しめるよう、海岸保全施設や背後地の緑地保全を図り、海洋レジャー・スポーツの振興に努めます。
- 河川堤防などでの安全対策とともに、管理用道路の有効利用の検討、また、水と親しめるような空間の整備促進を図ります。
- 町の資産となる松林や木立などの減少が進んでいることから、緑地を保全するとともに緑化の推進を図ります。

1 海岸線環境下での共生

(1) 現状と課題

<砂浜・海岸植生の保全等>

- ・砂浜やそこに自生する植物が、侵食により減少していることから、護岸対策と背後地の整備、植生の保護が課題となっているとともに、癒しを与えてくれる海岸線の自然景観の保全、さらには海洋レジャー・スポーツなどの振興が求められています。

(2) 整備方針

①護岸対策と植生保護

- 侵食される海岸線の保護を図るため、国・県・周辺自治体との連携を強化し海岸保全施設の整備促進に努めます。
- 砂浜の減少による植生の消滅を防ぐための対策を図ります。
- 海岸保全施設の整備促進と併せ、背後地の緑地保全と散策道や公園化などの整備促進を図ります。

②海洋レジャー・スポーツ等の振興

- 海洋レジャー・スポーツなど、多くの人々がそれぞれの目的で利用しやすいよう、拠点施設として整備した聖籠町海のにぎわい館を中心にイベントや競技大会等を計画し、サーフィンなどの海洋レジャー・スポーツ等の発展促進を図りながら、年間を通じて広く町内外に聖籠町の海の魅力について情報発信をします。

(3) 主な施策

主要事業名	事業の説明	担当課
聖籠町海浜総合整備事業(再掲)	本町の海岸などの整備についての方針を定めている聖籠町海浜総合整備計画を指針として国や県、周辺自治体と連携し整備を検討します。	ふるさと整備課
海洋レクリエーション施設周辺活性化事業	海のにぎわい館やマリンスポーツ施設などの海洋レクリエーション施設を核としたイベントなどを計画し、町内外に聖籠町の海の魅力をPRするとともに、釣り客、観光客、漁業者及びプレジャーボート利用者などとの交流を促進し、地域の活性化を図ります。	産業観光課 東港振興室
松くい虫防除事業	松くい虫被害を防ぐため、マツノマダラカミキリの防除を行うとともに、被害にあった被害木を処理します。	産業観光課
保安林保育事業(県)(再掲)	飛砂防備対策など、新潟県が行う保安林事業の着実な実施を促進します。	産業観光課
育樹祭植樹祭(町)(再掲)	保安林事業による緑地の保全・育成とともに、緑に対する意識の浸透を図ります。	産業観光課

2 河川環境下での共生

(1) 現状と課題

<河川環境下での共生>

- ・河川並びに水路の多くは、下水道や浄化槽の普及により概ね良好な水質を保っています。しかし、親水性が乏しい状況となっているため、自然や親水性・安全性に配慮した河川などの適正な管理と環境整備が課題となっています。

(2) 整備方針

① 河川整備・動植物の保全等

- 下水道の加入促進により、水質の浄化を推進します。
- 動植物の生態系への影響を考慮し自然浄化作用を活かした護岸整備を促進します。

○河川堤防などでの安全対策とともに、管理用道路の有効利用の検討を進め、水と親しめるような空間の整備を促進します。

○加治川における堤桟復元に努めるとともに、自然と文明の調和の大切さ、それを支える治水・利水行政の重要性、歴史を後世に引き継いでいきます。

(3) 主な施策

主要事業名	事業の説明	担当課
新発田川放水路樹木管理	新発田川放水路管理用道路脇の適正な植栽管理を県に要望します。	ふるさと整備課
派川加治川水環境保全事業(再掲)	新発田市などとの協議会により、派川加治川の農業水利施設の保全管理を行い、景観と生態系の保全を図ります。	産業観光課
小・中学校における環境学習や郷土学習の推進(再掲)	公園や河川など町の自然環境施設を、環境学習や郷土学習の教材としての活用を推進します。	子ども教育課 ふるさと整備課

3 緑地保全・緑化推進

(1) 現状と課題

<緑地保全・緑化推進>

- ・開発による緑地の減少や野生動植物の生息場所の減少を抑制するとともに、植林の推進や既存林などの有効活用、並びに緑化に対する町民の意識高揚を図ることで、自然環境の中で心豊かな生活を送ることが課題となっています。

(2) 整備方針

① 緑地の保全

○既存緑地を保存するため、管理面の充実を図るとともに、特に保安林については継続して定期的な植樹及び育樹を実施します。また、松くい虫被害対策として、樹幹注入や伐倒駆除などを実施して、被害の予防や拡大防止に努めます。

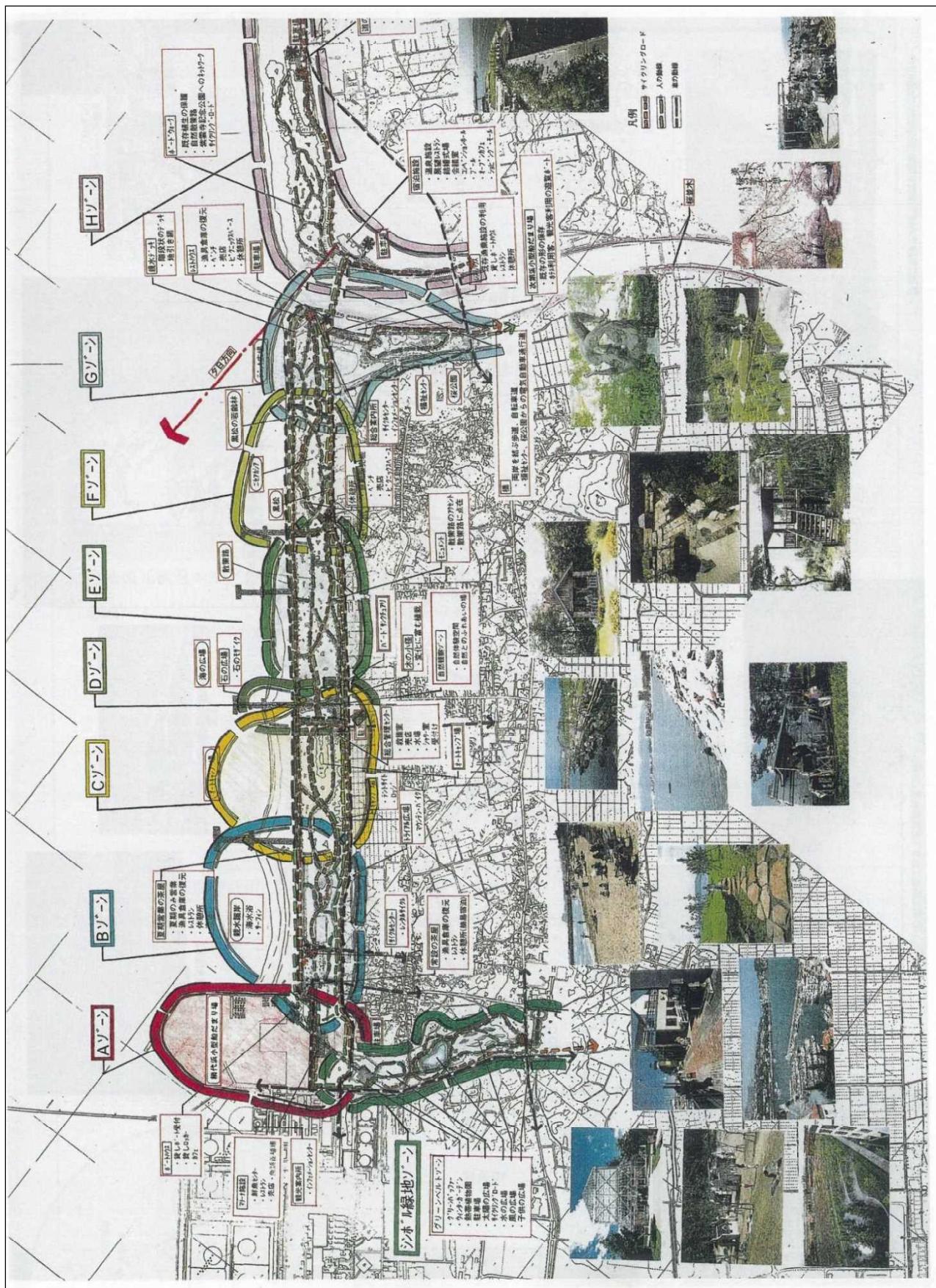
②緑化の推進

- 生活空間に潤いを得るため、住宅団地及び工業団地などにおける緑化の協力を要望します。
- 快適な生活空間を保持するため、県などの関係機関に対し、新潟東港工業地帯から住宅地までの間の新潟東港緩衝緑地帯の適正な維持管理を要望します。
- 町民への緑化意識誘発のため、緑化など環境美化活動の先導・牽引的組織の育成を図り、町民自ら緑に対する意識を持ち、育んでいくことができるような対策を講ずるとともに町民が緑を愛し、緑化活動に積極的に参画する心を自ら育てていくため、ボランティア組織・団体の育成並びに活動促進を図ります。
- 公園等公共施設用地の維持管理や緑化の推進事業に対して、行政と町民との役割分担を明確にし、相互に責任を持って緑化推進を図るため、町民自らも労力や経費などを負担する協働による緑化推進に取り組めるような体制づくりを図ります。

(3) 主な施策

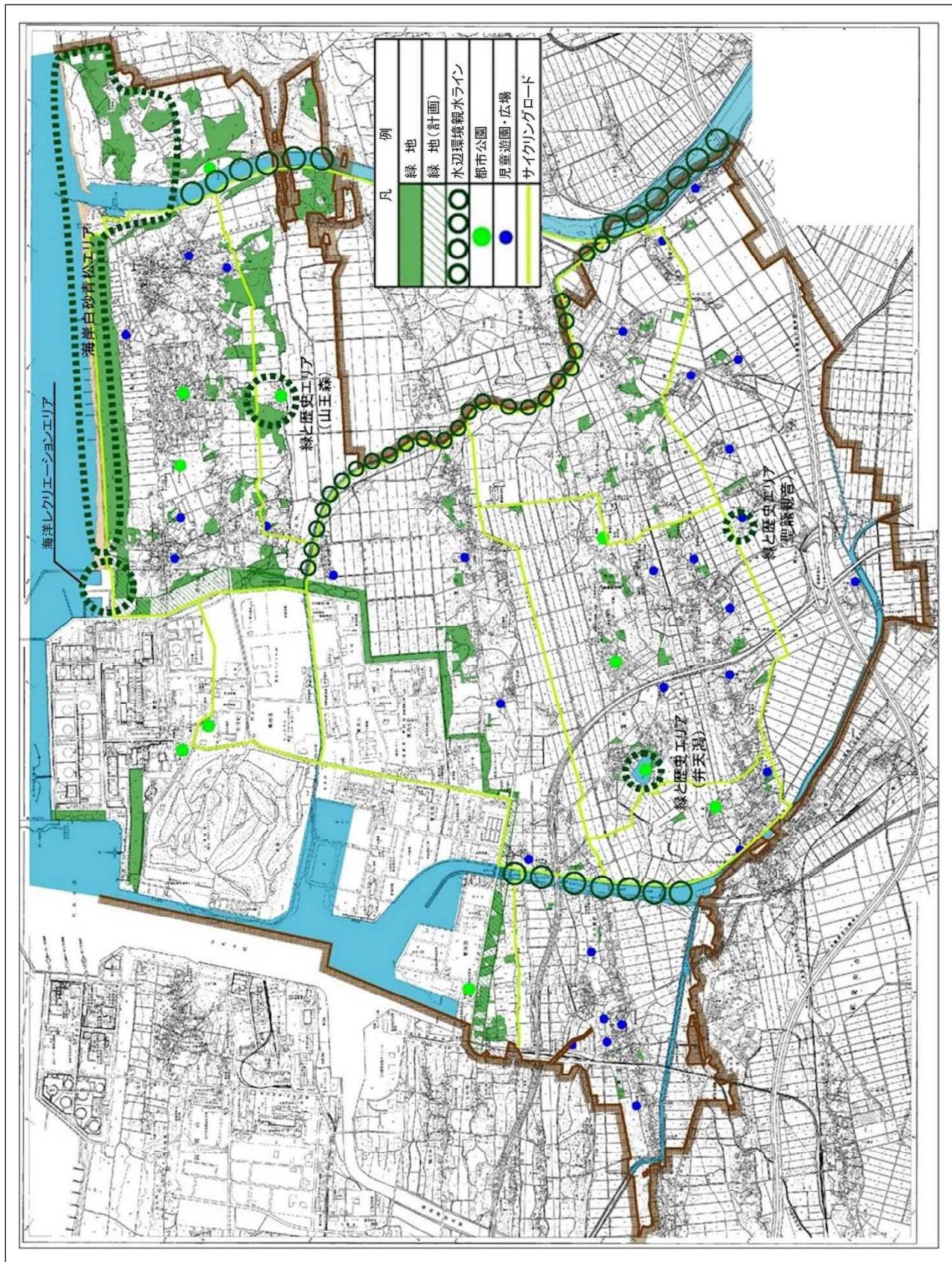
主要事業名	事業の説明	担当課
松くい虫防除事業(再掲)	松くい虫被害を防ぐため、マツノマダラカミキリの防除を行うとともに、被害にあった被害木を処理します。	産業観光課
派川加治川水環境保全事業(再掲)	新発田市などとの協議会により、派川加治川の農業水利施設の保全管理を行い、景観と生態系の保全を図ります。	産業観光課
苗木配布事業	緑化推進の目的で慶事などの際には町民に対して苗木を配布します。	ふるさと整備課
草花開花マップ	作成した本町内の草花開花マップの活用により、緑化意識の高揚を図ります。	ふるさと整備課
小・中学校における環境学習や郷土学習の推進(再掲)	公園や河川など町の自然環境施設を、環境学習や郷土学習の教材としての活用を推進します。	子ども教育課 ふるさと整備課
環境美化推進事業	緑化等の環境美化に対する町民意識の向上を図り、環境美化活動取り組み団体(ボランティア団体)の育成・支援します。	ふるさと整備課

【聖籠町海浜総合整備計画のイメージ】



※ このイメージ図は、今後の方向性を示した図であり、整備が決定したものではありません。

自然環境との共生方針図



※ この方針図は、自然環境及び今後の方針を踏まえイメージしたものです。

5 生活環境の整備

【基本方針】

- ネットワーク化が進む幹線道路に加え、広域アクセスを考慮した道路整備を図るとともに、通学路の歩道整備を計画的に進めます。
- 町唯一の公共交通である循環バスについては、通学、通勤者などの利便性を高めるため、適正な運行について定期的な見直しや運行サービスの向上に努めます。また、鉄道利用者の利便性の向上を図るため、JR佐々木駅へのアクセス向上に努めます。
- 上水道の計画的な事業運営に努め、経営の健全化を図ります。また、災害時に安定して水道水を供給するため、水道管路の耐震化を計画的に進めます。
- 下水道事業は、全集落に下水道供用が可能になったことから、他の環境保全策もあわせ、接続促進を図るための啓発に努めます。

1 体系化された道路網の整備

(1) 現状と課題

＜道路ネットワークの形成＞

- ・ 将来的な交通体系を構築するため、ネットワークを形成した道路づくりが課題となっています。
- ・ 本町の内外を見渡した道路網の体系化を図るとともに、道路の役割を考慮した整備が課題となっています。

＜幹線道路の整備＞

- ・ 道路幅が狭いなど、交通等に支障がある箇所の対策が課題となっています。
- ・ 交通量が多く拡幅困難な路線については、バイパスなど路線変更の検討が課題となっています。
- ・ 自転車や歩行者の安全確保を強化するため、自転車歩行者道、歩道、自転車通行帯の整備の充実を図ることが課題となっています。

＜地域間連絡道路の整備＞

- ・ 交通状況の変化による整備を推進していますが、住宅団地開発などに対応した迅速な整備が新たな課題となっています。

＜集落内道路の整備＞

- ・狭あいな道路については、生活道路として支障をきたしているとともに、防災空間の確保ができない状況となっていることから、拡幅整備が課題となっています。

＜通学路の整備＞

- ・自動車の増加等による交通状況の変化により、歩道の無い道路での子どもたちの安心で安全な歩道整備が課題となっています。

(2) 整備方針

① 道路ネットワークの形成

- 道路ネットワークの計画的整備により、隣接市を結ぶ広域間及び集落を結ぶ地域間の連携強化を図ります。

② 幹線道路の整備

- 町内を通過し県内外の主要都市を結ぶ広域幹線道路、周辺市へのアクセスのための主要幹線道路、そして、本町内主要道路などそれぞれの位置づけの明確化を図ります。

- 交通量緩和措置や歩行者の安全性、快適性確保のため、農道も含めて総合的な道路交通網の体系化を推進します。

- 自転車歩行者道は、途切れることのない、連絡の良いネットワーク化に努めます。また、身体障がい者、高齢者などが支障なく通行できるよう段差の解消などを行い、特に、福祉関連施設のアクセス道や周辺道の早期整備に努めます。

- 車両の高速交通化が進む中で、自転車利用者や歩行者安全確保のため、自転車歩行者道及び街路灯設置に向けた整備を推進します。

③ 地域間連絡道路の整備

- 集落を結ぶ生活道路及び国・県道を補完する重要な路線を、安全で快適な利用ができるよう、整備を図ります。

- 市街地の適正な交通空間を創出するため、本町決定の都市計画街路の未整備路線については、現状を踏まえた路線計画の見直しにより、整備を推進します。

- 自転車利用者や歩行者の安全確保のため、自転車歩行者道、歩道、自転

車通行帯の整備を推進します。

④集落内道路の整備

- 必要な生活道路空間、防災空間を確保するため、現状を踏まえて道路整備の必要性を判断し対応します。
- 拡幅が困難な狭い道路については、生活空間を確保するため、消雪パイプなどの整備を検討し対応します。

⑤通学路の整備

- 子どもたちが安心で安全に通学できる歩道整備を進めます。

(3) 主な施策

主要事業名	事業の説明	担当課
日本海沿岸東北自動車道建設促進	早期全線4車線化の整備を促進します。	ふるさと整備課
国道113号道路改良促進	拡幅が困難である現状を考慮した対策を促進します。	ふるさと整備課
主要地方道新潟新発田村上線整備促進	二本松地内の整備を促進するとともに、未整備区間の歩道整備を県に要望します。	ふるさと整備課
県道網代浜新発田線整備促進	大夫交差点から高速道路ボックスまでの歩道の拡幅整備を要望します。	ふるさと整備課
県道網代浜新発田線消雪パイプ整備促進	大夫交差点からひばりが丘集落間の消雪パイプ未整備区間を整備要望します。	ふるさと整備課
県道次第浜新発田線整備促進	国道113号との交差点改良を促進します。	ふるさと整備課
町道整備	道路のネットワーク形成や幹線及び集落内の道路整備を行います。	ふるさと整備課
通学路整備	通学路の歩道整備を推進します。	ふるさと整備課

2 公共輸送機関の充実

(1) 現状と課題

<公共輸送機関の充実>

- ・町循環バスにおいて、町民のニーズに即したきめ細やかな運行体制の確立や、利用者が快適に利用できる関連施設などの充実が課題となっています。
- ・JR佐々木駅は本町の通勤・通学者の利用が多いことから、関係機関との連携を図りながら、マイカーや町循環バスなどさまざまな交通手段による接続を考慮した駅へのアクセス向上が課題となっています。
- ・鉄道は高速交通体系が整備される中において、周辺地域にもたらす経済効果も多大であることから、関係自治体と協力しながら施設整備の働きかけをすることが課題となっています。

(2) 整備方針

①町循環バスの適正運行

- 通勤・通学者及び高齢者の足としての利便性を図るため、適正な運行等について定期的な見直し並びに運行サービスの向上に努めます。

②公共輸送機関周辺整備

- 公共輸送機関を快適に利用できるよう、JR佐々木駅へのアクセス向上を図るため道路整備を要望します。

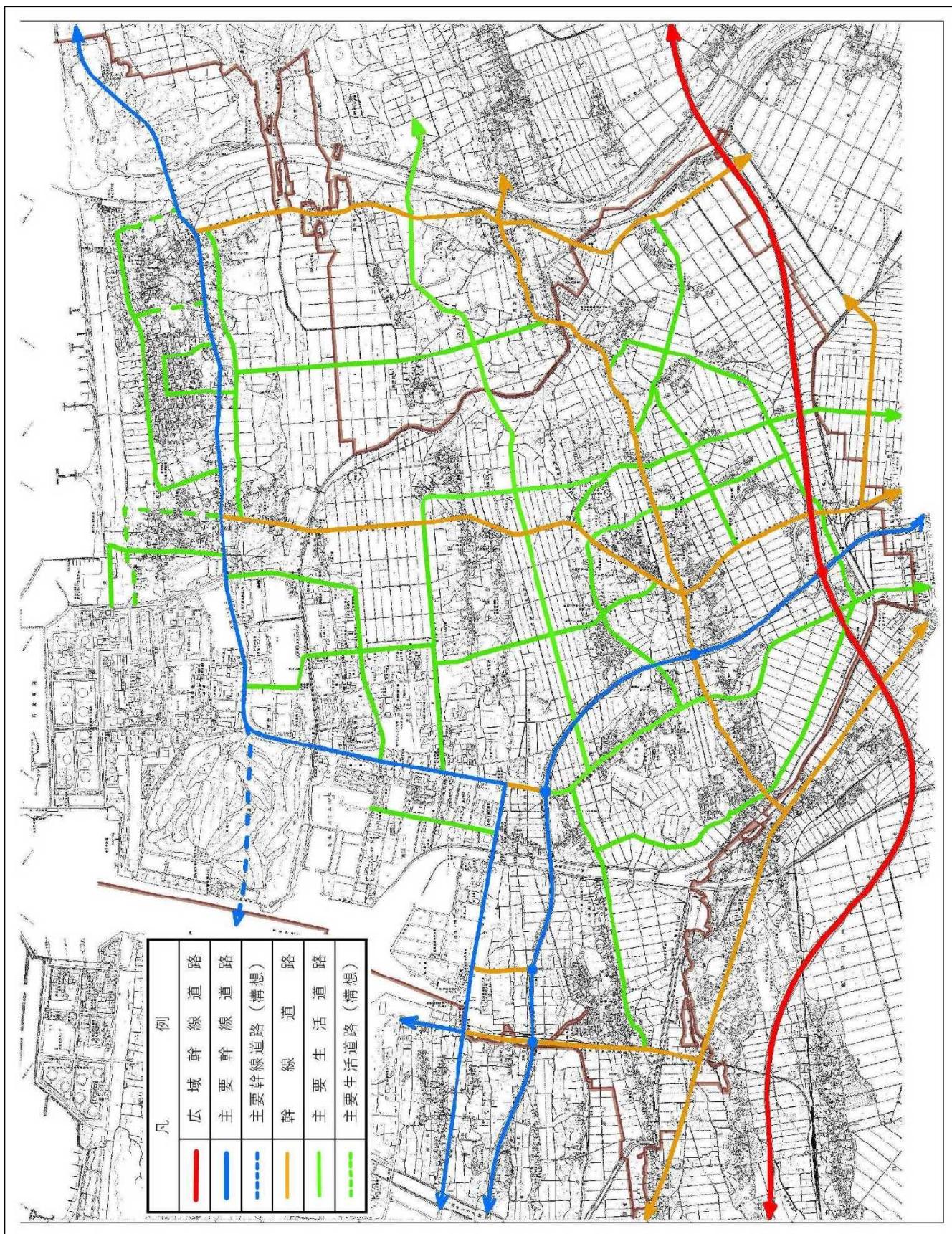
③鉄道の整備

- 通勤・通学者の広域化と大量輸送に対応するため、JR白新線の複線化を要望するとともに、新発田駅を経由し、新潟～酒田間を結ぶJR羽越本線における高速化の実現を働きかけます。また、新潟駅と新潟東港地域の都市交通を確保するため、軌道系などの新交通システムの整備を要望します。

(3) 主な施策

主要事業名	事業の説明	担当課
町循環バス運行 事業の充実	町循環バスの利用状況を検討し町民にとって利便性の高い運行を目指します。	生活環境課
JR佐々木駅へのアクセス向上	低炭素社会を目指すため鉄道利用需要を喚起する方策としてJR佐々木駅へのアクセス向上を図るため道路整備を関係機関に要望します。	ふるさと整備課
羽越本線高速化 の事業促進	沿線住民の利便性の向上と上越新幹線の利用者の確保を図るため、羽越本線新幹線直通運転を含めた高速化を関係機関とともに促進します。	ふるさと整備課



交通体系の方針図

※ この方針図は、現交通体系に加え都市計画道路を表したものです。

3 上水道の充実

(1) 現状と課題

＜安全で安心な水の供給＞

- ・本町の水道事業は新潟東港地域水道用水供給企業団（以下、企業団という）から全量受水しています。このため、供給元の水源及び本町での水質汚染リスクを想定し、企業団と連携を図りつつ安全な水道水を供給する必要があります。

＜災害に強い水道の実現＞

- ・2060年には、創設期に布設した管路が更新基準年数に基づく更新ピークを迎えることから、水道施設の計画的更新を実施するとともに、水道管路の耐震化を推進する必要があります。また、災害時の復旧体制を強化するために、災害連絡体制を整備し、復旧工事を計画的に実施できるような体制の整備が必要です。さらに、送水管の耐震化を企業団に要望していく必要があります。

(2) 整備方針

① 安全で安心な水の供給

○ 水質監視の継続

安全で安心な水を供給するために、引き続き給水栓末端部での水質検査を行い、これまで同様の水質監視体制を継続して適切な水質管理に努めます。また、水質検査の結果など、引き続き町広報紙やホームページにおいて水道事業におけるさまざまな情報を公表・提供します。

② 災害に強い水道の実現

○ 管路及び設備更新の実施

2018年度に策定したアセットマネジメント計画や「聖籠町水道事業経営戦略」、2019年度に更新した「聖籠町水道事業ビジョン」に基づいて、施設の重要度、緊急性、効果及び財政状況を勘案して計画的な更新に努めます。

○ 管路耐震化の推進

地震等の災害が発生し水道施設が被災した場合でも、断水することなく必要最低限の水道水を供給するために、水道管路の耐震化を推進します。また、送水管の耐震化を企業団に要望します。

○危機管理対策の強化

地震などの自然災害や水質事故などの非常事態においても生命や生活のための水の確保が必要となります。このため、水道危機管理マニュアルにより災害時を想定した危機管理体制の強化を実施し、迅速に復旧できる災害に強い水道の実現を目指します。

○災害時応急対応の強化

震災時の応急活動や情報連絡等を的確かつ迅速に行うために、災害連絡体制の整備について、県内の水道事業体などと協議を進めます。

(3) 主な施策

主要事業名	事業の説明	担当課
老朽管更新(耐震化)事業	更新基準年数を基に老朽管を耐震管に布設替えします。	上下水道課

4 下水道利用の促進

(1) 現状と課題

<水洗化の普及促進>

- ・2020年3月末現在、全集落の下水道供用(普及)がなされ、普及率は99.7%となっています。下水道は、個々の家庭、事業所が接続することにより、所期の目的が達成されます。2020年3月末において水洗化率(接続率)は89.6%となり県平均の88.9%を上回ることができました。しかし、未接続世帯を個別訪問等によって意向調査を行った結果、水洗化費用の負担が難しいことや、現状(浄化槽)に不満がない等の理由により下水道接続を考えていない世帯が多く、現状を踏まえたうえで更なる啓発を行う必要があります。

<健全な下水道経営の推進>

- ・下水道事業は経営・資産等の状況の正確な把握、弹力的な経営等の実現に向けて2010年度に地方公営企業法の適用企業となり、2018年3月に「聖籠町下水道経営戦略」を策定し経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等下水道サービスの持続的かつ安定的な提供の実現に努めておりますが、施設の更新需要の増加や災害時の備えとしての内部留保資金¹⁾の確保が課題となっております。

＜下水道施設の適正な維持管理の推進＞

- ・2020年3月末現在、ストック(整備)された下水道施設は総延長 153 km、マンホール 4,246 箇所、マンホールポンプ施設 65 箇所となっております。下水道管渠の法定耐用年数 50 年を経過した管渠はまだありませんが、マンホールポンプ設備等については耐用年数を迎えたものがあり、2019年12月に策定された「聖籠町下水道ストックマネジメント計画」に基づき財政状況を考慮した上で計画的に更新を行っております。今後も設備等の更新が継続して見込まれることから、更新費について年度間の平準化を図りつつ、適切な維持管理を行っていく必要があります。

＜雨水施設管理の徹底＞

- ・2020年3月末現在、ストックされた雨水施設は、管渠総延長 3.3 km、マンホール 55 箇所、処理場 1 箇所となっており、今後はストックされた施設の計画的な維持管理更新が課題となっております。

＜流域下水道の整備＞

- ・本町の下水道が接続する流域下水道の幹線管渠整備は、一部地区を残し完了したものとの、計画汚水量に対する汚水処理施設の整備は完了しておらず、引き続き汚水処理施設の整備、汚水処理施設及び幹線管渠の耐震化の要望が必要となります。

1) 内部留保資金：減価償却費など、実際にお金の支出がない費用計上によって生じた資金

(2) 整備方針

① 水洗化の普及促進

○下水道は、町民一人ひとりにとって必要不可欠な社会資本であり、健康で快適な生活環境の確保に加え、公共用水域の水質保全や地域づくりの観点からも、未接続世帯等への早期接続の促進に努めます。

② 健全な下水道経営の推進

○「聖籠町下水道事業経営戦略」に基づき、将来的な収支見通しを踏まえた中長期的な視点からの計画的な経営や、経営指標の改善目標の実現に努めます。

③下水道施設の適正な維持管理の推進

- 「聖籠町下水道ストックマネジメント計画」に基づく点検・調査を行うことによりライフサイクルコスト(設置、維持管理、更新、長寿命化対策、処分などにかかる費用の総計)の低減を図る等、より効率的で長期的な下水道施設の維持管理に努めます。

④雨水施設管理の徹底

- 施設の管理基準などをもとに、定期点検・調査を行い、その結果を踏まえて診断・修繕などの計画を策定し、管渠、マンホール、処理場の長期的な維持管理に努めます。

⑤流域下水道の整備

- 汚水処理施設の増設及び汚水処理施設・幹線管渠の耐震化などの整備を阿賀野川流域下水道事務所へ要望します。

(3) 主な施策

主要事業名	事業の説明	担当課
水洗化の普及事業	未接続世帯等への啓発を行い早期接続の促進に努めます。	上下水道課
下水道施設ストックマネジメント事業	持続可能な下水道事業の実現を目的に長期的な施設の状態を予測しながら、計画的かつ効率的に維持管理を図ります。	上下水道課

6 安心して暮らせる環境づくり

【基本方針】

- 消防施設の更新及び整備を進め、消防力の充実を図るとともに、広域消防と連携を図りながら、町民の生命・財産を守るための施策を展開します。
- 各地区の防災拠点等の整備・強化などの「公助」に加え、「自助」「共助」による地域の災害対処力の強化を図り、大規模災害に備えて、ソフト面とハード面双方からの対策を合わせた取り組みを推進します。
- 道路交通環境の効果的な整備・修繕を行います。
- 増加傾向にある空家等について、「聖籠町空家等対策計画」に基づく空家等の総合的かつ計画的な取り組みを推進します。

1 消防・救急体制の整備

(1) 現状と課題

<消防力の整備・充実>

- ・ 消火能力の向上と機動性の強化を図るため、各分団に消防ポンプ自動車と小型ポンプ積載車が配備されていますが、経年により老朽化が進む現状にあることから、今後の計画的な更新が課題となっています。
- ・ 消防水利施設として、消防法に基づき消火栓や防火水槽の設置を行っていますが、消火栓未整備地区も存在することから、今後、老朽施設の更新を含めた整備が課題となっています。
- ・ 非常勤の消防団員の昼間不在率は年々高くなる傾向にあり、消防力の維持・強化を図るためにも、新発田地域広域消防聖籠分署とのさらなる連携強化が課題となっています。

<火災予防意識の高揚>

- ・ 町民の火災予防意識の高揚を図るため、消防団が火災予防の啓発や地域住民への消火訓練の指導などに努めていますが、町と一体となった、より効果的な施策の実施が課題となっています。

(2) 整備方針

① 消防力の整備・充実

- 消防車両、水利など(消火栓・防火水槽)の消防設備を計画的に整備します。
- 新発田地域広域消防聖籠分署の応援体制の強化を促進します。

② 火災予防意識の高揚

- 消防団、集落と連携し、火災警報器の設置状況の確認やまちなか防災訓練を利用した消火訓練などへの町民参加の拡大に努めます。

(3) 主な施策

主要事業名	事業の説明	担当課
消防力整備・充実事業	消防車両、水利など(消火栓・防火水槽)の消防設備を計画的に整備するとともに聖籠分署の応援体制を強化します。	生活環境課
火災予防意識高揚事業	消防団、集落と連携し、火災警報器の設置やまちなか防災訓練を利用した消火訓練などを実施します。	生活環境課



2 防災対策の充実

(1) 現状と課題

＜防災拠点等の整備及び強化＞

- ・近年、国内では地震や豪雨・台風などの自然災害が多発しています。大規模災害への危機管理の必要性から本町の防災拠点となる施設を整備するとともに、道路や河川、海岸などの災害に備えた施設の強化が課題となっています。
- ・災害時における避難所の設置・運営を想定して、必要最低限の防災資機材・生活物資の備蓄を図る必要があります。

＜防災体制等の推進・整備＞

- ・近年、激甚化している地震や豪雨・台風などの自然災害に対応するため、「聖籠町地域防災計画」等の有事に備えた各種計画等の定期見直しを進める必要があります。
- ・「自助」「共助」による災害対処力の強化を図るため、地域における災害資機材の整備や防災訓練の実施を促進する必要があります。
- ・災害時などの情報伝達手段として、防災行政無線を活用しておりますが、現状はアナログ方式で運用していることから、デジタル方式への転換や携帯電話・スマートフォンが普及しているなど、社会情勢等の変化に対応するため、情報伝達手段の多重化を図る必要があります。

＜災害による被害の未然防止＞

- ・災害による被害の未然防止を図るため、平時から町民に対して災害ハザードマップ¹⁾の重要性、存在を意識する取り組みが必要となります。
- ・地震による被害を軽減するには、住宅等建築物の耐震化が重要となります。1981年に導入された現行の耐震基準を満たさない住宅等が多くあると推計されることから、耐震改修を誘導する必要があります。

＜事前防災及び迅速な復旧・復興＞

- ・災害による被害は、平時からどう備えているかによって大きく変わることから、「聖籠町国土強靭化地域計画²⁾」に基づき、事前防災と迅速な復旧・復興への取り組みを推進する必要があります。

＜広域連携等の推進＞

- ・災害時は、単独自治体だけでの対応が難しいことから、「災害時における相互応援協定」を関係自治体と締結するとともに、民間事業所とも物資面などで協定の締結を進めています。今後は、災害協定の拡大を進める必要があります。

- 1) 災害ハザードマップ：災害予測図。自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。
- 2) 聖籠町国土強靭化地域計画：大規模災害等を想定し、最悪の事態に陥らないために、事前に取り組むべき施策を定めた計画。

(2) 整備方針

①防災拠点等の整備・強化

- 災害時に防災拠点となる庁舎や指定避難所の耐震化については既に対応できていることから、現状を維持することを基本とし、今後の状況の変化に柔軟に対応します。また、災害時に地域の拠点となる避難所の防災機能を強化します。
- 道路、河川、海岸施設は災害に強い構造とするよう調査・補強・改修を推進します。

②防災体制等の推進

- 近年、激甚化している地震や豪雨・台風などの自然災害に対応するため、「聖籠町地域防災計画」等の有事に備えた各種計画等の定期見直しを進めます。
- 地域における災害資機材の整備や防災訓練の実施を促進し、「自助」「互助」による災害対処力を強化します。
- 防災行政無線のデジタル化を進めます。
- 災害時における情報伝達手段の多重化を進めます。

③災害による被害の未然防止

- 災害ハザードマップを活用して、町民が災害時に的確かつ迅速な避難行動をとれるよう、地震や津波、洪水などそれぞれの災害時における危

険箇所や避難場所などを周知します。

- 地震に強い安全で安心なまちづくりに向けて、既存建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進します。

④事前防災及び迅速な復旧・復興

- 「聖籠町国土強靭化地域計画」に基づき、災害時における被害の軽減を図るため、事前防災及び迅速な復旧・復興に向けたまちづくりを推進します。

⑤広域連携等の推進

- 相互応援協定を締結している自治体との広域連携の強化に努めます。
- 災害時において、防災物資等の優先的な供給を受けるため、民間事業者等との協定締結を推進します。

(3) 主な施策

主要事業名	事業の説明	担当課
防災拠点等の整備・強化事業	備蓄倉庫としての防災機能を持たせるなど、災害時に地域の拠点となる避難所の防災機能を強化します。	生活環境課
自主防災組織育成事業	地域による自主的な防災活動に助成を行うなど、地域における災害資機材の整備し、防災訓練の実施・参加を促進し、「自助」「共助」による災害対処力を強化します。	生活環境課
防災行政無線通信整備事業	災害時における緊急情報伝達手段を確保するため、防災行政無線のデジタル化を推進します。	生活環境課
防災体制等推進整備事業	災害時における緊急情報の伝達漏れを最大限防ぐため、災害時の情報伝達手段を多重化します。	生活環境課
住宅耐震診断・改修等支援事業	1981年5月末以前に建築された木造住宅に対する支援を行い、耐震診断とともにその結果に基づき、耐震改修の促進を図ります。	ふるさと整備課

3 交通安全対策の充実

(1) 現状と課題

<道路交通環境の整備>

- ・本町の交通体系は、新潟東港工業地帯、隣接市への通勤者が多いことや駅がないことなどから、車両交通量が多い状況となっており、町内における交通事故の増加が懸念されることから、交通事故の発生を防ぐため、安全対策を進める必要があります。

(2) 整備方針

① 道路交通環境の整備

- 安全な道路交通の確保を図るため、危険箇所の啓発看板、カーブミラーや歩道など、交通安全施設の整備を推進するとともに、老朽化した施設については、計画的に修繕を行います。
- 安全な道路交通の確保を図るため、警察及び関係機関に対し、必要に応じて規制標識や信号機などの設置による効果的な交通規制を要望します。

(3) 主な施策

主要事業名	事業の説明	担当課
道路交通環境整備事業	交通安全施設を計画的に整備し、警察などに規制標識や効果的な交通規制を要望します。	生活環境課

4 空家対策の推進

(1) 現状と課題

<空家等の適切な管理の促進>

- ・全国的に適切な管理が行われていない空家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に影響を及ぼしていることなどから、地域住民の生活環境の保全を図り、空家等の活用を促進するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法¹⁾」が2015年5月に全面施行されました。本町においても、空家等の件数は増加傾向にありますが、適切な管理が行われていない空家等が町民の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空

家等の適切な管理を促進する必要があります。

＜空家等の利活用の促進＞

- ・地域の活力の維持・向上を図るためには、空家等を資源として捉え、空家や除却後の跡地の活用を進める必要があります。空家等の所有者への働きかけをはじめ、空家等の利用希望者が必要な情報を取得できる体制整備が求められています。

1) 空家等対策の推進に関する特別措置法：

空家の放置によって発生するさまざまなトラブルを解消し、空家の活用や処分を後押しするために定められた法律。

(2) 整備方針

① 空家等の適切な管理の促進

- 現地調査や空家等の所有者等に意向調査を行うなど、町内の空家等の実態把握に努めます。
- 空家等の所有者等に対する相談体制を整備します。
- 地域住民との協働による監視体制を構築し、適切な管理が行われていない所有者等に対しては「空家等の適正管理に関する条例²⁾」に基づき、適切な対応を図ります。

② 空家等の利活用の促進

- 空家等の所有者に働きかけ、「空家再生支援センター(空家バンク)³⁾」への登録を促し、空家等の利用希望者が必要な情報を取得できる体制を整備します。
- 空家等を活用した町内への定住者等に対し助成を行うなど、空家等の有効活用を推進します。

2) 空家等の適正管理に関する条例：

空家等が放置され管理不全な状態となることを防ぎ、空家等の適正な管理に關し必要な事項を定めた町の条例。

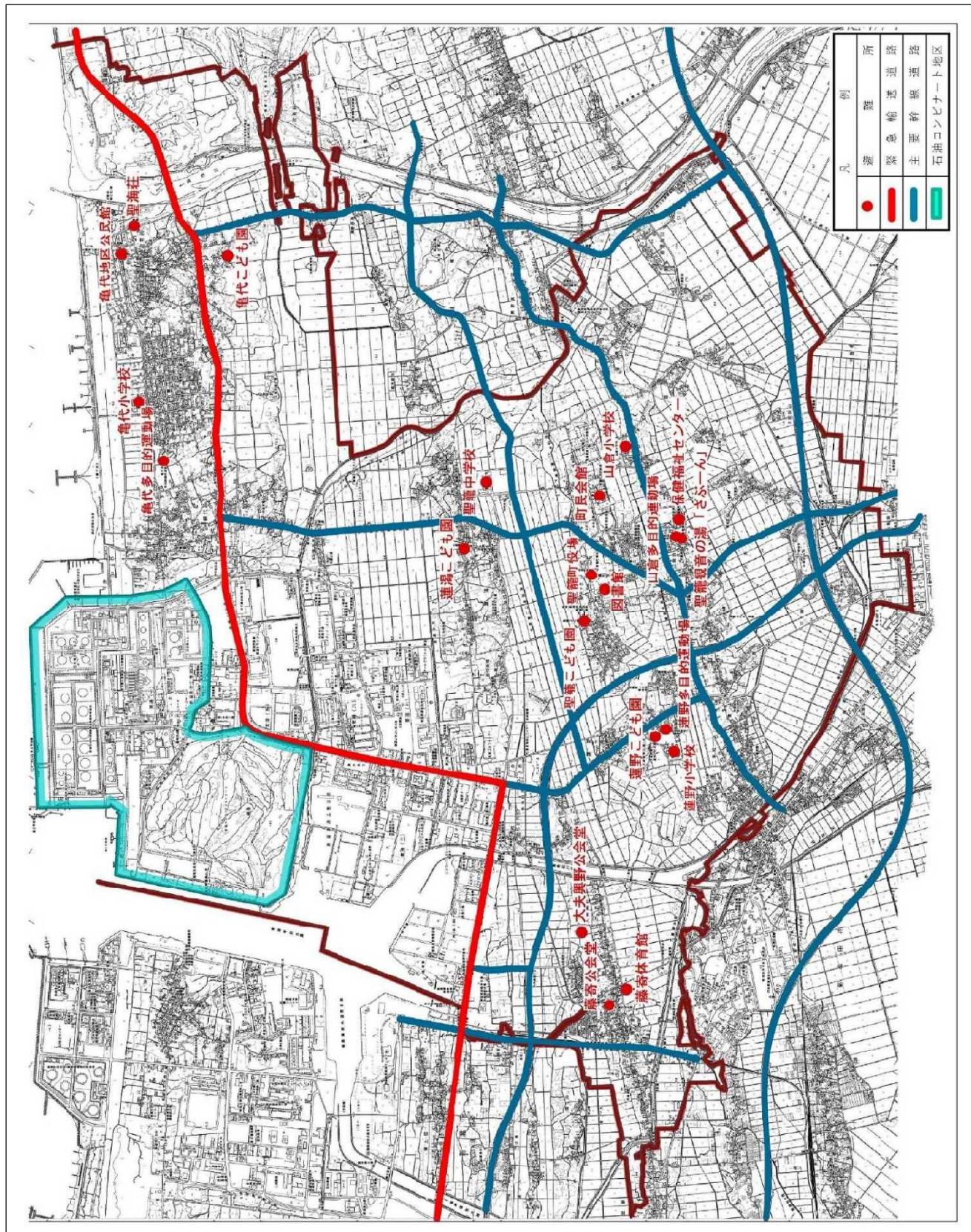
3) 空家再生支援センター(空家バンク)：

取り壊し後の更地や良好な空家物件の登録を促し、購入・賃貸希望者へ情報提供を行う機関。

(3) 主な施策

主要事業名	事業の説明	担当課
空家再生支援センター事業	町内の空家等の売買、賃貸希望情報を空家バンクとして登録し、情報提供を行うことにより、空家等の有効活用を促し、定住促進による地域の活性化を図ります。	生活環境課
管理不全空家除却補助事業	管理不全な状態と認められた空家について、防災・防犯の観点から危険を取り除き、被害の発生を未然に防止するため、除却に要する経費の一部を助成します。	生活環境課

安心して暮らせる環境づくり方針図



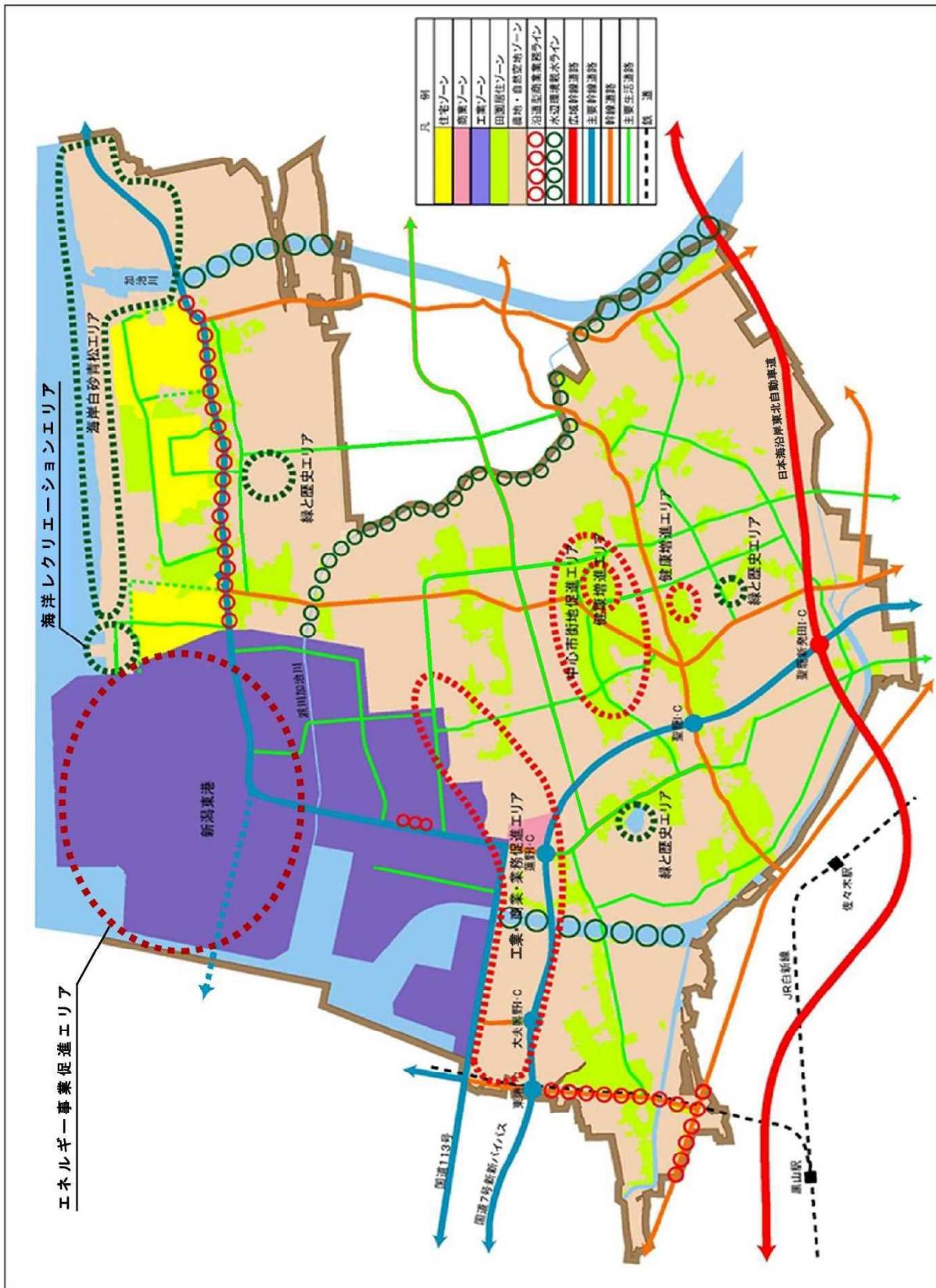
※ この方針図は、聖籠町地域防災計画及びハザードマップに基づき作成したものです。

7 全体構想図

部門別の方針を総合化し、聖籠町がめざすべき将来像を、5種類の「ゾーン」と9種類の「エリア・ライン」で示します。

名 称		要 旨
ゾーン	住宅ゾーン	市街化区域内において、良好な住居の環境を保護するためのゾーン
	商業ゾーン	本町の中心的な商業地として、商業機能の維持・増進を図るためのゾーン
	工業ゾーン	県内最大の工業地帯として、エネルギー備蓄や物流など、工業機能の維持・増進を図るためのゾーン
	田園居住ゾーン	市街化調整区域において、集落などのゆとりある田園環境を保護するためのゾーン
	農地・自然空地ゾーン	農地や自然空地(緑地、海岸、その他自然地など)の環境を保護するためのゾーン
エリア・ライン	中心市街地促進エリア	町役場周辺地区を町の中心地として位置づけ、適切な開発を支援し市街化の促進を図るエリア
	工業・商業・業務促進エリア	進出を希望する工業・商業施設や業務施設(新潟東港工業地帯の補完施設など)の誘導地となるエリア
	エネルギー事業促進エリア	再生エネルギーや水素利活用によるエネルギー構造の転換への取り組みを促進するエリア
	海岸白砂青松エリア	海岸部における白砂青松の保全とともに、町民のニーズに対応したアメニティ空間の形成を図るエリア
	海洋レクリエーションエリア	観光漁業や海洋レジャーとしての拠点地区の形成を図るエリア
	健康増進エリア	町民会館、温泉施設「ざぶ～ん」周辺地区の機能強化を図るエリア
	緑と歴史エリア	山王森史跡公園や弁天潟風致公園など、豊かな自然と町の歴史が結びついた本町の特徴的な地域資源の保全と活用を図るエリア
	沿道型商業業務ライン	主要道路沿線において、商業施設や物流施設などの誘導を図る路線
	水辺環境親水ライン	水に親しむことを通じて人々の環境保全意識を育むとともに、水辺環境の保全及び活用の強化を図る河川

全 体 構 想 図



※ この構想図は、今後の方向性を示した図であり、整備が決定したものではありません。

第5章 地区別構想

1 地区別構想の概要

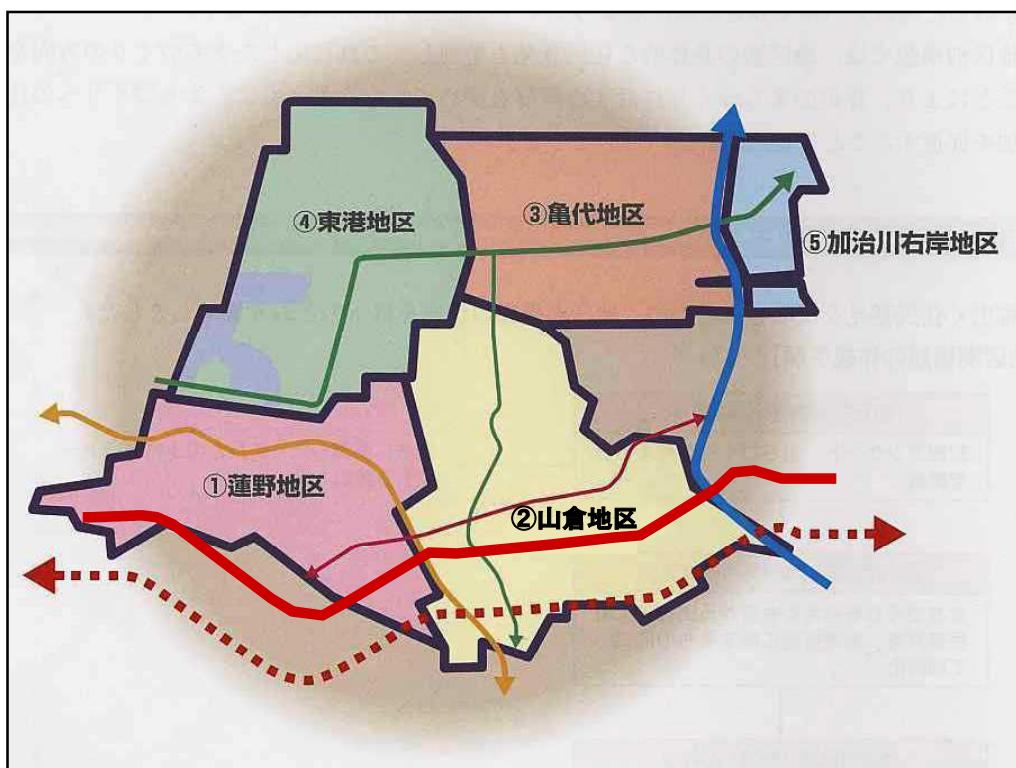
(1) 地区別構想の目的

都市計画マスタープランでは、都市全体のまちづくりの推進とともに、地区の実情に応じた地区レベルでのきめ細かなまちづくりの推進が求められています。

このため、地区別構想では、地区別の具体的な住民意見を整理し、これに応じたまちづくりの方向を示すことにより、住民のまちづくりに対する理解を深めてもらうとともに、まちづくりへの住民参加を促進することを地区別構想の目的とします。

(2) 地区区分

聖籠町を下図のとおり5地区に区分し、各地区のまちづくりの方針を定めるものとします。

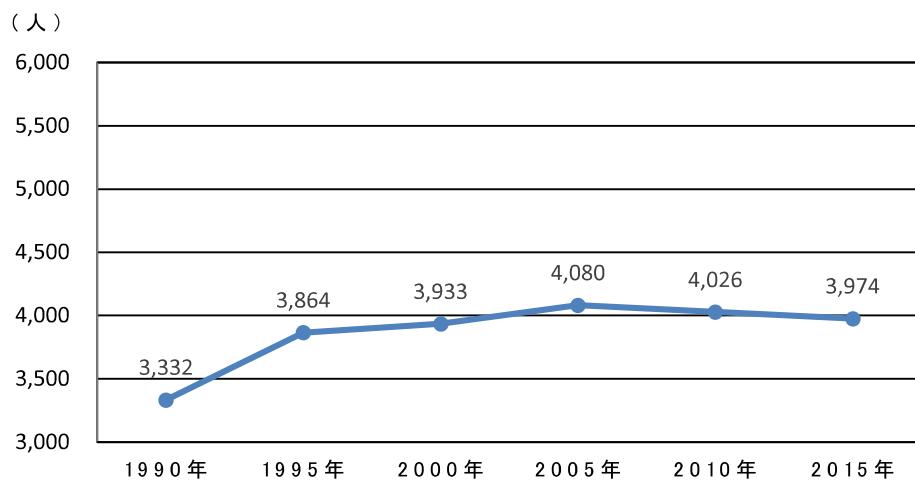


2 蓮野地区

(1) 蓮野地区の特色

□ 人口

- 蓮野地区の人口は、1990年に3,332人であったものが、2015年には3,974人と、642人増加しています。また、1990年以降は順調に増加していましたが、2005年から2015年にかけては減少傾向となっています。



□ 土地利用

- 住宅地については、緑豊かな既存集落に加え、開発による住宅団地で構成された地区です。
- 農地については、水稻と果樹の複合農業が営まれており、観光果樹園も賑わっています。

□ 交通

- 国道7号新新バイパス、主要地方道新潟新発田村上線、県道島見新発田線及び県道新潟東港線によって幹線道路網が形成されています。特に新新バイパスへのアクセスに恵まれており、3つのインターチェンジが設置されています。
- JR佐々木駅やJR黒山駅に近接しており、町内にあっては鉄道の便に恵まれている地区です。

□ 自然環境及び緑

- 本町を代表する公園である弁天潟風致公園があり、松を中心とし多くの樹木等が植生しており、春から夏にかけてサクラ、アジサイ、ハス

の花などが咲き誇り、冬には白鳥が飛来するなど、町民の憩いの場となっています。

【弁天潟風致公園】



(2) まちづくりの方針

地区の将来像

新潟東港の背後地として都市と農村が共生するまち 蓮野地区

<土地利用>

- ・新潟東港の機能強化に合わせ、その背後地である「工業・商業・業務促進エリア」に、工場・流通業務施設、商業施設や工業地帯を補完する業務施設などの立地誘導を図ります。
- ・民間事業者による宅地開発を推進します。
- ・高齢化社会の進行を踏まえ、子どもから高齢者までがふれあえる場の創出を検討します。

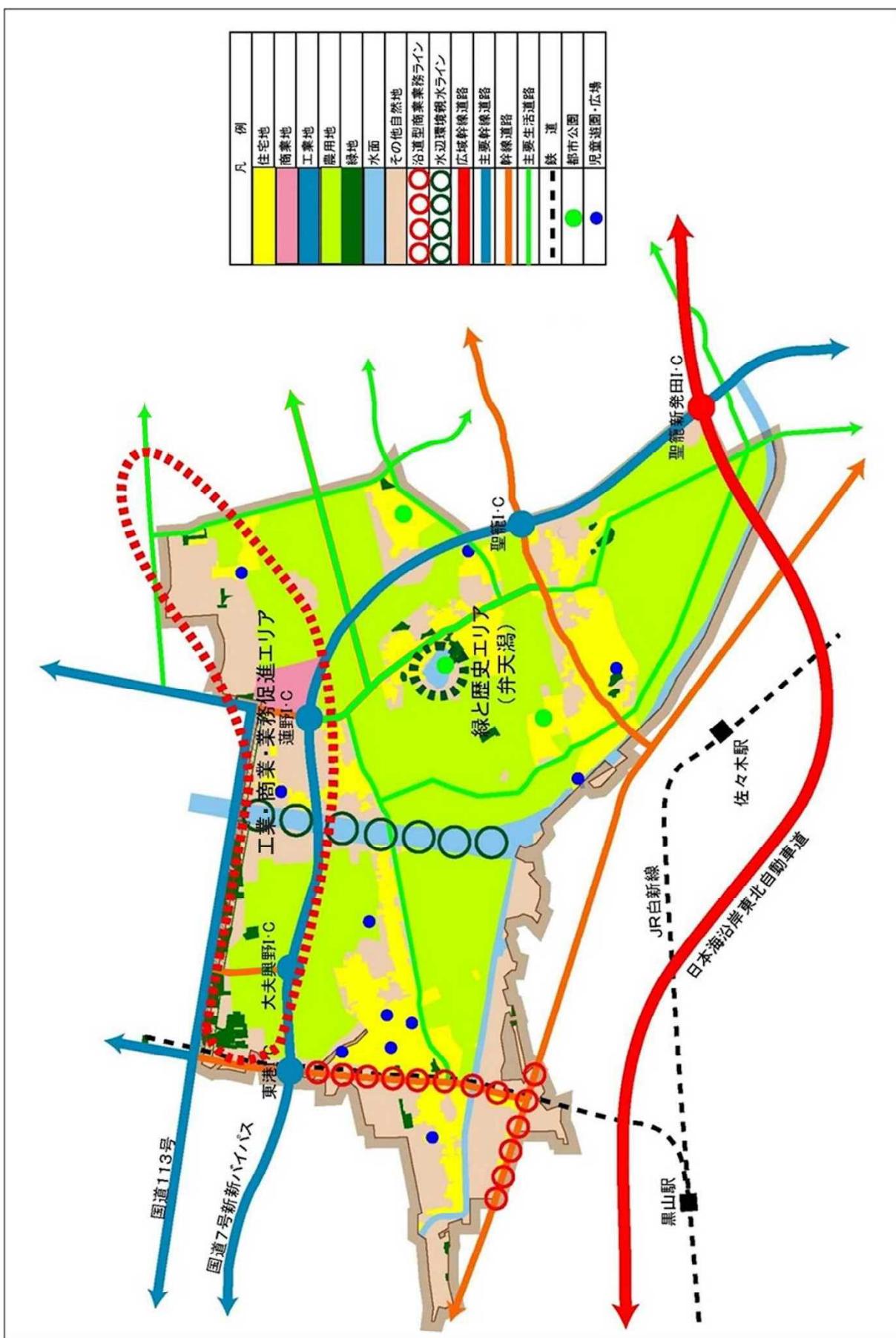
<交通体系>

- ・通学路の改善を重点整備として位置づけ、歩道整備や防犯灯の設置を推進します。
- ・冬期の除雪対策については、道路の整備状況に応じて消雪パイプの整備や円滑な除雪作業に努めます。
- ・車並びに歩行者の安全で快適な利用を図るため、道路パトロールを強化し、等級化の改善など、維持管理に努めます。
- ・主要地方道新潟新発田村上線の歩道整備を要望します。

<自然環境及び緑>

- ・弁天潟周辺地区を「緑と歴史エリア」と位置づけ、豊かな自然環境の保全を図ります。
- ・新潟東港緩衝緑地帯の維持管理を県に要望します。

蓮野地区構想図

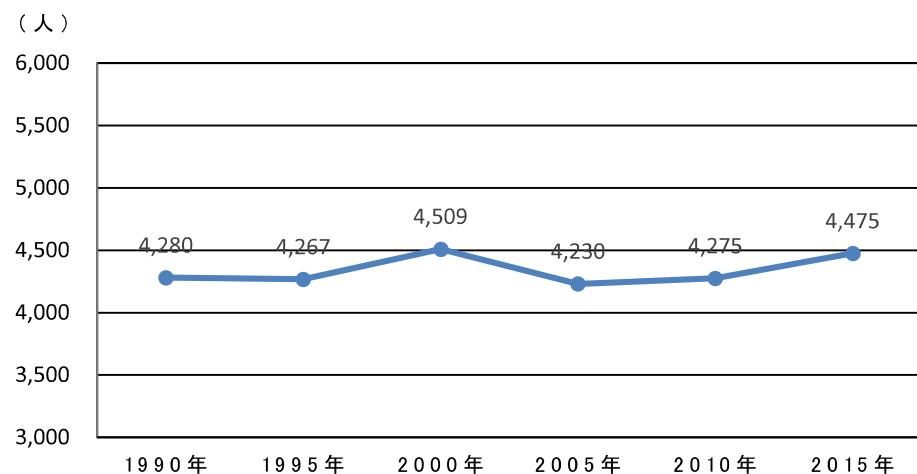


3 山倉地区

(1) 山倉地区の特色

□ 人口

- ・山倉地区の人口は、1990年に4,280人であったものが、2015年には4,475人と、195人増加しています。1990年から2005年にかけては増減を繰り返しましたが、2005年以降は増加傾向となっています。



□ 土地利用

- ・地区全域が市街化調整区域ですが、役場をはじめ町民会館、聖籠中学校など、多くの公共公益施設が整備されています。
- ・住宅地としては、旧来からの集落に加え、民間開発による住宅団地も形成されています。
- ・農地については、主に水田による稲作経営に利用されており、ほ場整備が進んでいます。

□ 交通

- ・国道7号新新バイパス(聖籠IC)、主要地方道新潟新発田村上線、一般県道網代浜新発田線、一般県道次第浜新発田線及び蓮潟二ツ山地区農免農道によって、幹線道路網が形成されています。

□ 自然環境及び緑

- ・多くの樹林が点在し、田園景観のアクセントになっています。
- ・河川としては、加治川、派川加治川、中田川などが流れしており、派川加治川については、環境整備が完了し、地元集落による保全活動が行われています。
- ・聖籠観音周辺地区は、町の歴史を感じさせるシンボリックな場所となっています。

【聖籠観音の森】



【聖籠町立図書館】



(2) まちづくりの方針

地区の将来像**田園景観と調和した活気ある町の中心地 山倉地区**

<土地利用>

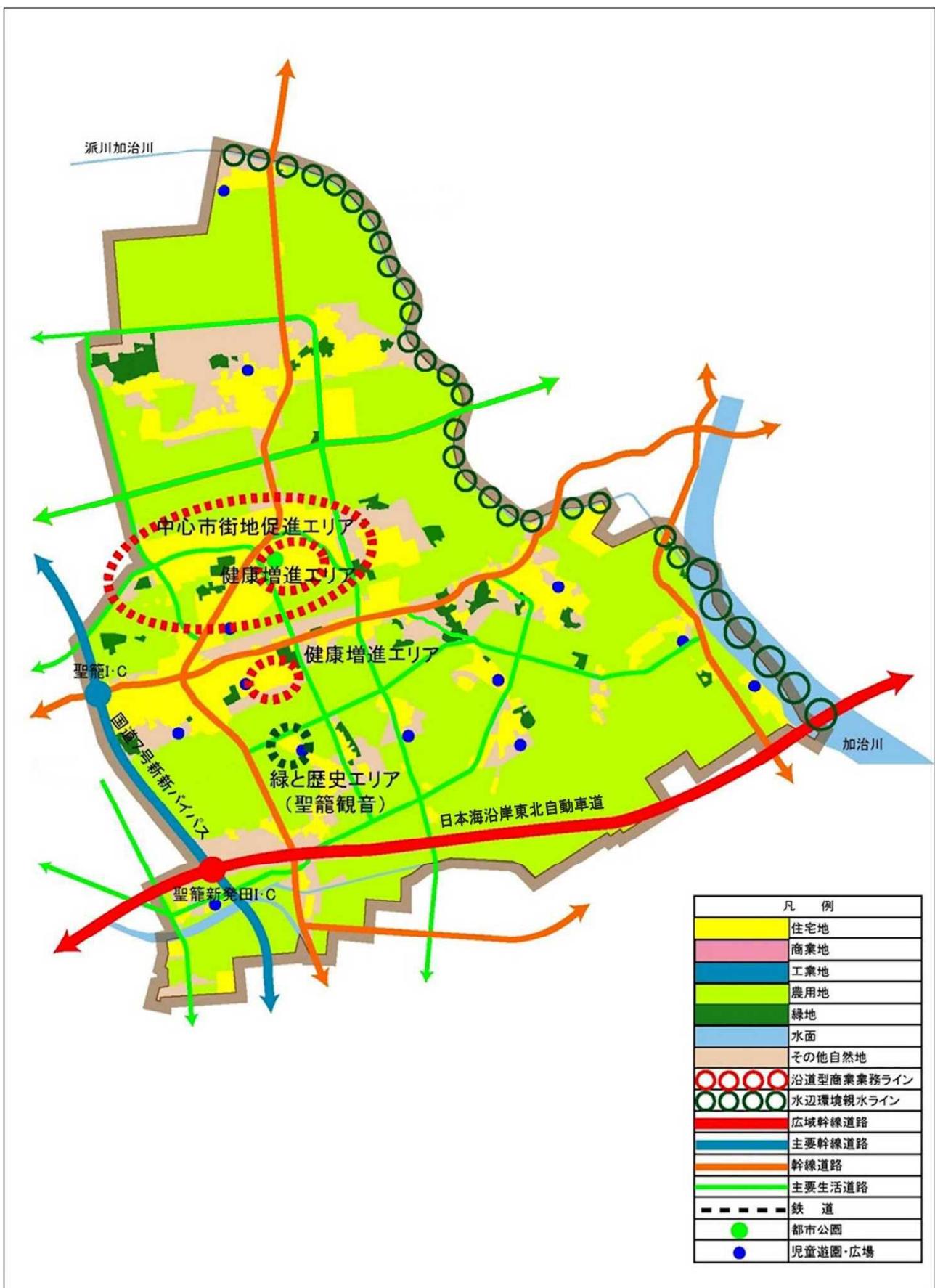
- 役場周辺地区の市街化を促進し、町の中心地の形成を図ります。

<交通体系>

- 通学路を重点的整備課題として位置づけ、歩道の整備に努めます。
- 事故などの危険箇所については、周辺住民の理解を得ながら改善に努めます。
- 県道の改良や管理などに関しては、県に強く要望します。
- 冬期の除雪対策については、道路の整備状況に応じて消雪パイプの整備や円滑な除雪作業に努めます。

<自然環境及び緑>

- 点在する樹林地の保存を図るとともに、「聖籠觀音周辺地区」を本地区的“緑と歴史の拠点”と位置づけ、町の歴史と緑を感じさせる環境保全に努めます。
- 派川加治川は、人々が水と親しめる親水空間の維持に努めます。
- 公園における遊具の適性管理に努め、住民の憩いの場の形成を図ります。

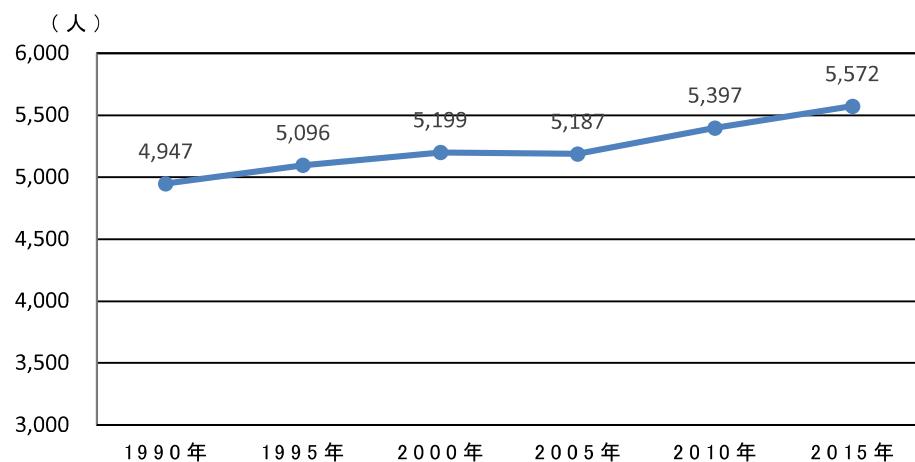
山倉地区構想図

4 亀代地区

(1) 亀代地区の特色

□ 人口

- ・亀代地区の人口は、1990年に4,947人であったものが、2015年には5,572人と、625人増加しています。また、1990年以降は順調に増加していましたが、2000年から2005年にかけては僅かに減少し、その後2015年にかけて再び増加に転じました。



□ 土地利用

- ・国道113号北側の住宅地は、市街化区域に指定されています。
- ・国道113号沿道には、スーパー、コンビニ、ドライブインなどが点在して立地しています。
- ・次第浜浜山地区では、土地区画整理事業の実施により、約19haの住宅地が新たに整備され、新集落が形成されています。
- ・農地については、砂丘地を活かした野菜や水稻の栽培が行われています。

□ 交通

- ・国道113号、一般県道網代浜新発田線及び一般県道次第浜新発田線によって幹線道路網が形成されています。
- ・国道113号の4車線化が要望されています。

□ 自然環境及び緑

- ・亀代地区は、加治川の河口にあり、日本海に面していることから、海水浴やマリンスポーツが盛んとなっています。
- ・まとまった樹林地としては海岸保安林や山王森があり、特に山王森の一部は県から緑地環境保全地域に指定されており、山王森史跡公園として整備されています。

【山王森史跡公園】



【網代浜海水浴場】



(2) まちづくりの方針

地区の将来像

海や川の水と緑が映える住み良いまち 亀代地区

<土地利用>

- ・国道113号沿道の市街化調整区域にも店舗などの立地が容易となるような施策を検討します。

<交通体系>

- ・国道113号の渋滞緩和や安全対策などの道路改良を要望します。
- ・県道の拡幅や歩道整備については県に積極的に要望し、早期実現に努めます。
- ・都市計画道路の整備については、法線の見直しを行った上で、今後の整備方針を検討します。
- ・冬期の除雪対策については、道路の整備状況に応じて消雪パイプの整備や円滑な除雪作業に努めます。

<自然環境及び緑>

- ・防風堤や保安林の適正管理に努めます。
- ・侵食される海岸線の保護を図るため、国・県・周辺自治体との連携を強化し、海岸保全施設の整備に努めます。
- ・山王森史跡公園の豊かな自然を保全するため、適正管理に努めます。

亀代地区構想図



5 東港地区

(1) 東港地区の特色

□ 人口

- ・東港地区は、1975年から1980年にかけて実施した東港開発に伴い住民が集団移転したことから、現在では一部の就労者のみとなっています。

□ 土地利用

- ・東港地区は、新潟県が造成を行った日本海側最大規模の工業団地であり、県主導のもとで工業誘致が進められ、用地は完売していますが、未操業の企業が見受けられます。
- ・新潟東港は、「国際拠点港湾」に指定され、液化天然ガス取扱量は日本海側随一、外貿コンテナ取扱量は本州日本海側最大を誇ります。背後地の新潟東港工業地帯には多くの工場や流通業務施設が立地しています。また、石油備蓄施設、火力発電所などのエネルギー施設のほか、新潟県運転免許センター、スポーツセンター(プロサッカーチーム練習場)なども立地しています。

□ 交通

- ・本地区内には国道113号が通り、これを基に道路網が整備されています。
- ・国道7号線新新バイパス大夫興野ICの改良により新潟東港へのアクセス向上が図られています。

□ 自然環境及び緑

- ・本地区の周囲に整備されている緩衝緑地帯の保全が望まれています。
- ・工業団地内の緑化は、工場立地法などの関係法令に基づく緑地面積率等の確保が求められるとともに、敷地内緑化の促進が期待されています。

【新潟東港工業地帯】



(2) まちづくりの方針

地区の将来像**国際拠点港湾を背景とした活力に満ちた工業地帯 東港地区**

<土地利用>

- ・新潟東港の港湾機能の強化を国・県に要望します。
- ・事業所との地元交流を深め、地域に根づく工業地帯を目指します。
- ・立地企業の規模拡大、未操業地の企業進出を促進します。
- ・電力や石油関連企業が集中している地区をエネルギー事業促進の拠点として位置付け、エネルギー関連施設の立地誘導を図ります。
- ・本地区の就労者などの利便性の向上を図るため、東港沿道サービスエリアの充実に努めます。また、外国人実習生の居住の確保を支援します。

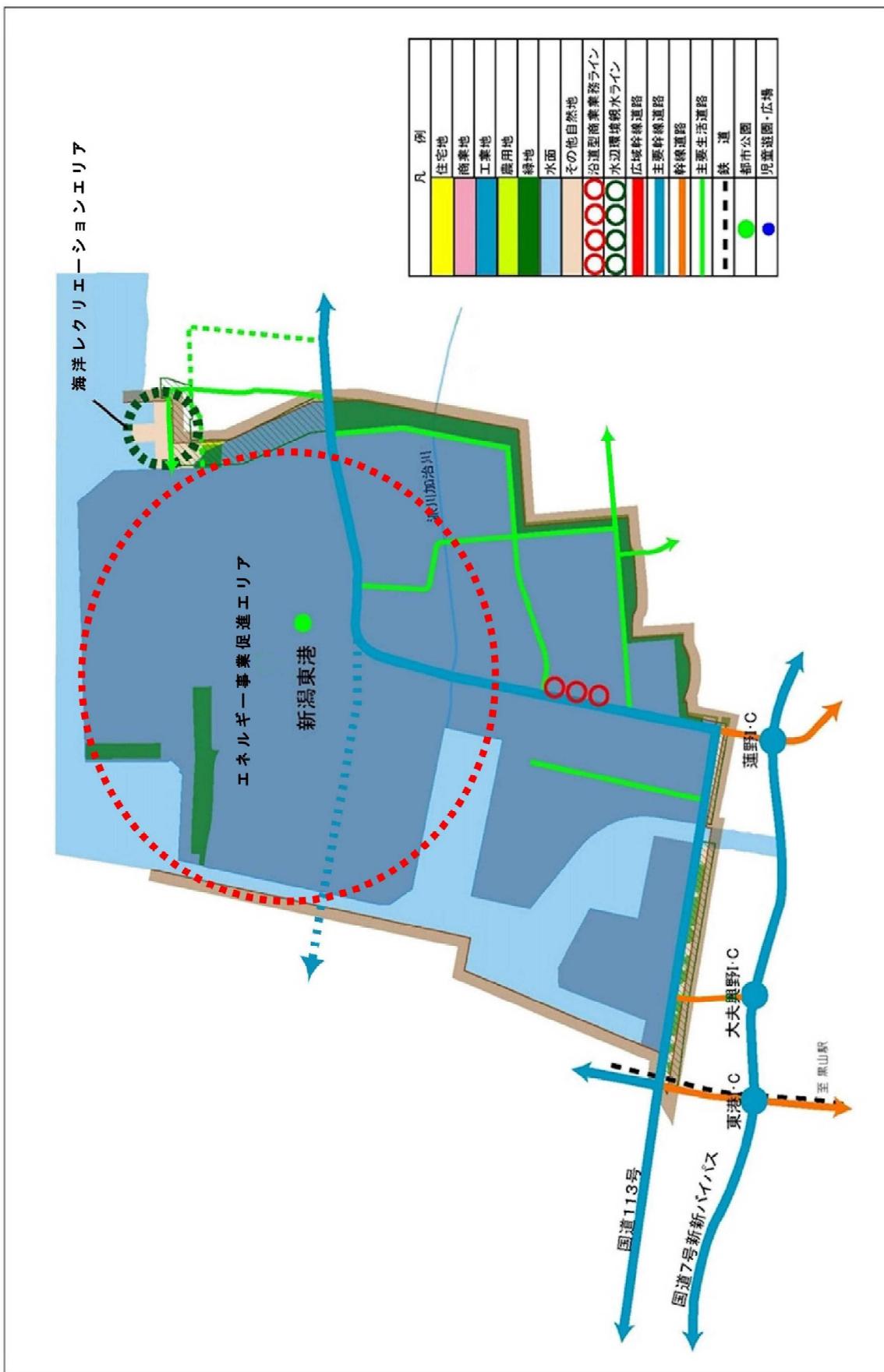
<交通体系>

- ・新潟東港工業地帯の発展のためにも、都市計画道路亀塚線の早期実現を要望します。

<自然環境及び緑>

- ・地域の環境や景観の保全を図るため、緩衝緑地帯の維持管理を要望します。
- ・立地企業に対し、工場立地法等の関係法令に基づく緑地面積率等の遵守を呼びかけるとともに、敷地内緑化の促進を要望します。
- ・マリンレクリエーションエリアを海洋レジャー等の拠点として、みなとの賑わいの創出及び地域の活性化に努めます。
- ・位守山史跡公園の利用促進に努めます。

東港地区構想図



6 加治川右岸地区

(1) 加治川右岸地区の特色

□ 土地利用

- ・産業廃棄物最終処分場などが立地するようになってからは、緑地の減少が進んでいます。
- ・農地では、主に園芸作物の栽培が行われています。
- ・本町と新発田市の境界をまたいでゴルフ場が整備されています。

□ 交 通

- ・本地区内には国道113号が通っており、その他は農道などが整備されています。

□ 自然環境及び緑

- ・海岸及びその周辺には、まだ貴重な自然が残っていることから、この自然環境の保全が必要です。
- ・産業廃棄物最終処分場の跡地について、植林などの緑化の推進が求められています。

【加治川河川公園】



(2) まちづくりの方針

地区の将来像**緑の復元による豊かな自然地 加治川右岸地区**

<土地利用>

- ・無秩序な土砂採取や廃棄物不法投棄、産業廃棄物最終処分場の建設などの規制強化を検討します。

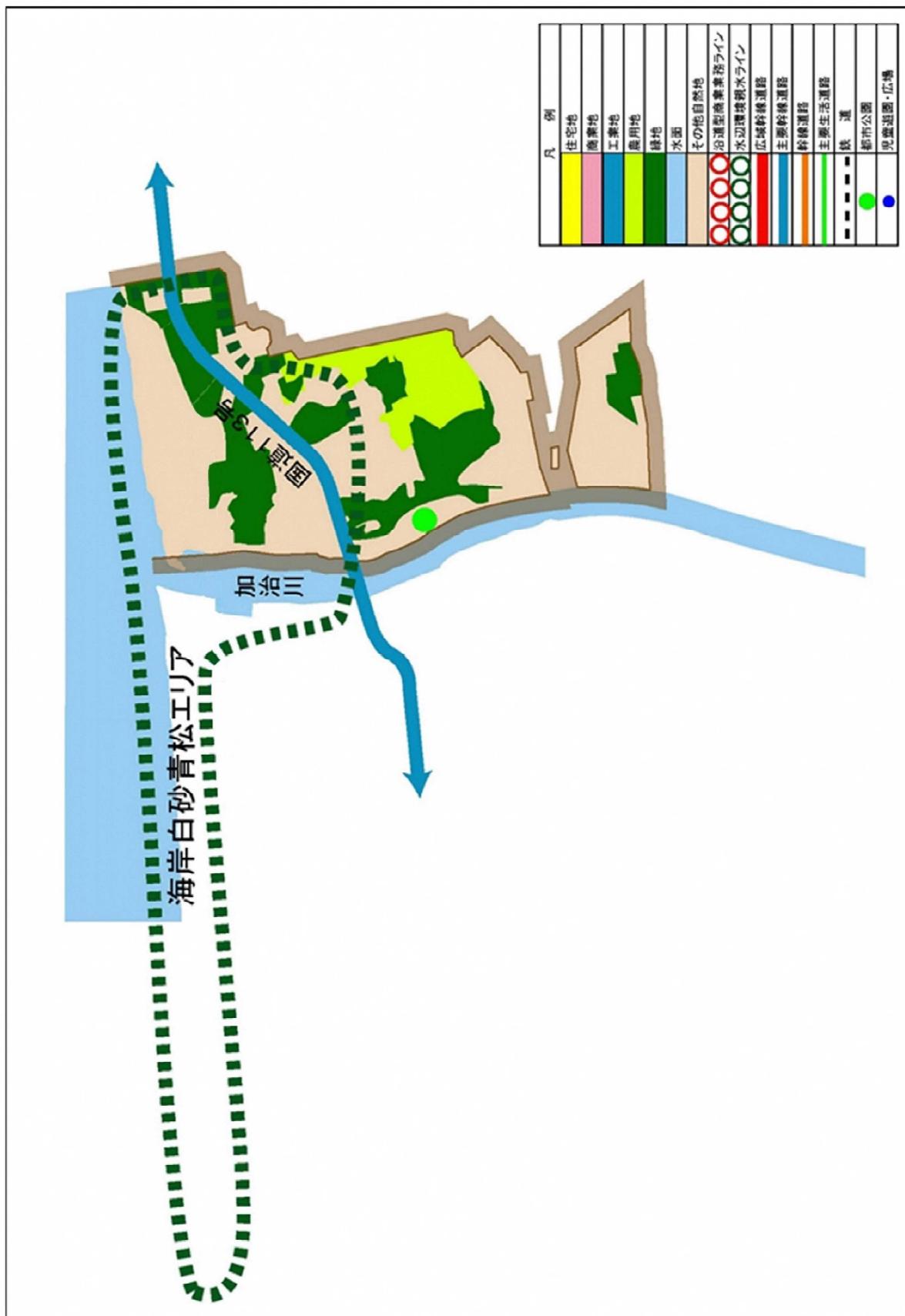
<交通体系>

- ・国道113号線4車線化の早期実現を要望します。

<自然環境及び緑>

- ・海岸部における白砂青松ゾーンの整備を検討します。
- ・産業廃棄物最終処分場において、埋立完了後の速やかな植林を指導し、緑地の復元を図ります。
- ・加治川河川公園の適正管理に努めます。

加治川右岸地区構想図



第6章 実現化に向けて

1 計画の実現

(1) 推進体制

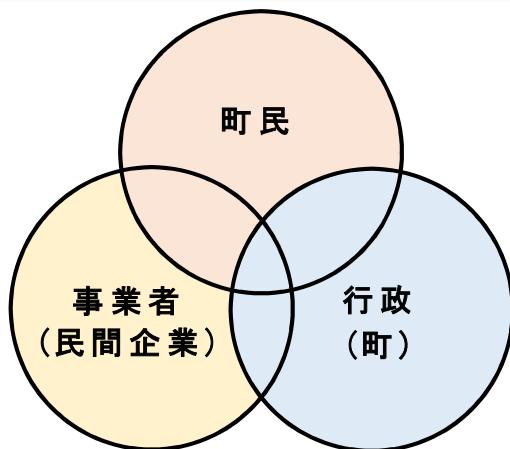
全体構想や地域別構想で示したまちづくり方針の実現に向け、行政だけでなく、町民や事業者等を含めた協働によるまちづくりを進めています。

● 協働によるまちづくりの推進体制

町民や町民団体などの役割

町民や町民団体（自治会、ボランティア団体、NPO¹⁾など）は、まちづくりにさまざまな形で参画し、地域の魅力を高めていくことが望まれます。

- ・説明会や公聴会、パブリックコメント²⁾などへの参加
- ・地域のイベントなどの企画・運営、参加
- ・SNS³⁾などを活用した地域の魅力に関する情報発信など



民間企業などの事業者の役割

民間企業等の事業者は各企業の特色を活かした地域への貢献が望されます。

- ・まちづくり協定などの遵守
- ・地域住民との積極的な交流機会の創出
- ・CSR⁴⁾活動などを通じた地域への貢献
- ・PPP⁵⁾やPFI⁶⁾などによる官民連携など

行政(町)の役割

町は、町民や事業所などとの協働によるまちづくりに向け、行政主体による取組の推進のみならず、町民や事業者主体となった取組への支援やまちづくりに関する情報発信等に努めるとともに、国や県などの関連機関も含めた連携体制の構築を行います。

- ・各種事業や規制・誘導などの施策推進
- ・説明会や公聴会、パブリックコメントなどの実施
- ・まちづくり活動への支援
- ・まちづくりに関する担い手の育成
- ・広報やホームページなどの活用・充実など

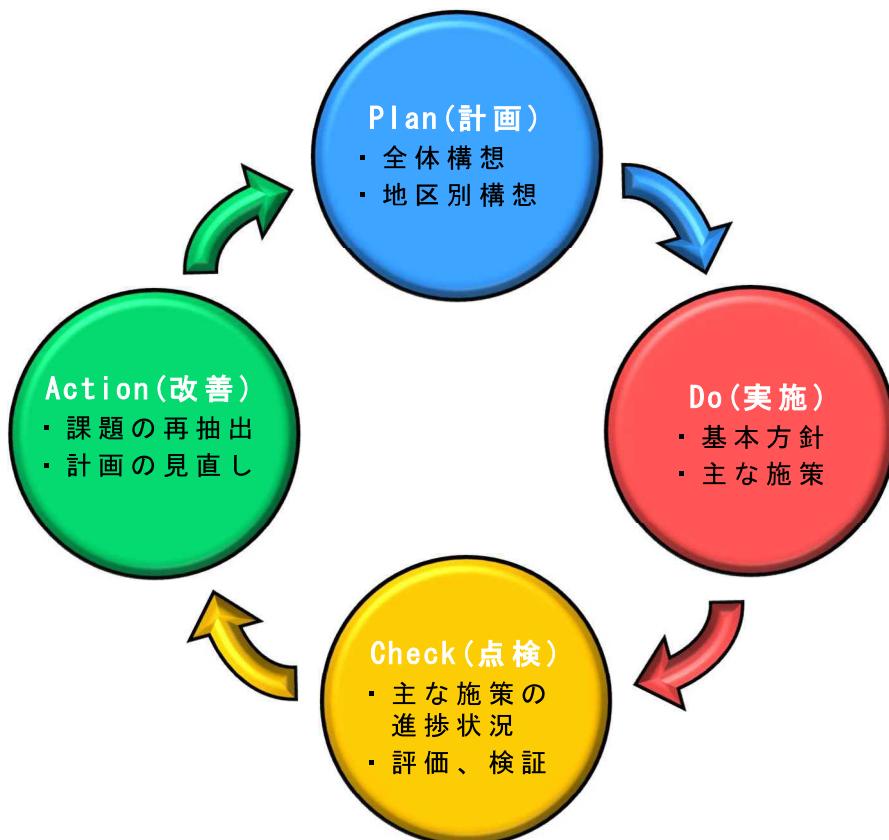
- 1) NPOとは、民間非営利組織の略で、まちづくりや高齢者支援、自然保護などについて、営利目的ではない活動をする組織です。
- 2) パブリックコメントとは、行政機関が政策の立案などを行おうとする際に、この案に対して広く町から意見や情報を募集するものです。
- 3) SNSとは、ネット上でひととひととの社会的つながりを提供するサービス。Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略です。
- 4) CSRとは、企業の社会的責任のこと。Corporate Social Responsibility(コーポレート・ソーシャル・レスポンシビリティ)の略です。
- 5) PPPとは、行政と民間が協力して公共サービスを行うこと。Public Private Partnership(パブリック・プライベート・パートナーシップ)の略です。
- 6) PFIとは、民間の資金力・技術力により公共施設等の維持管理・運営を行う手法です。Private Finance Initiative(プライベイト・ファイナンス・イニシアティブ)の略です。

(2) 推進管理

本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルによる評価を行いながら、必要に応じて見直し・改定を行います。

また、上位関連計画の構想期間や見直しのタイミングなども考慮し、整合をとりながら取り組んで行きます。

● PDCAサイクル



● 進捗管理スケジュール

年度	2021	2031
聖籠町都市計画 マスター プラン	第3次 	第4次

<参考：上位関連計画>

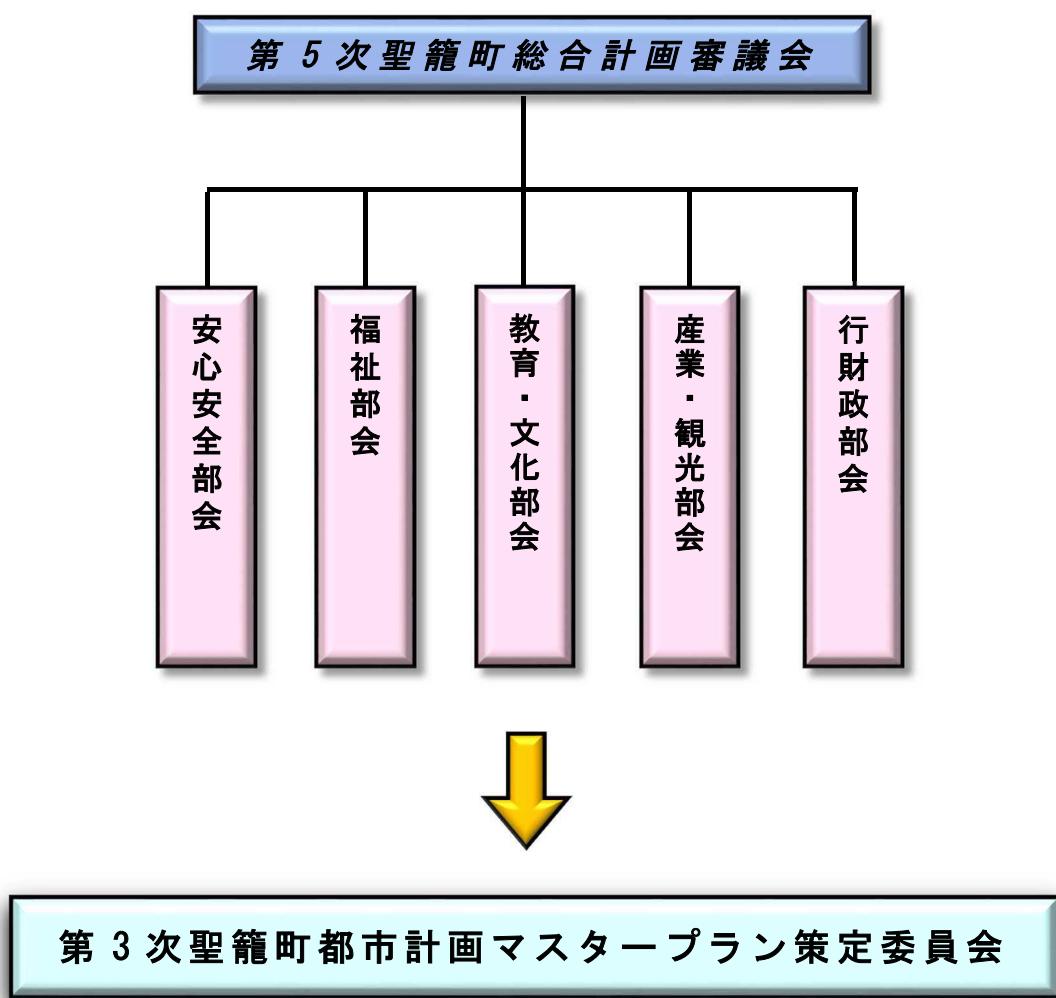
年度	2021	2026	2031	2036
聖籠町総合計画 基本構想	第5次 		第6次 	
前期・後期	前期 	後期 	前期 	後期

參 考 資 料

1 策定体制

本マスタープランは、「第3次聖籠町都市計画マスタープラン策定委員会」の委員の皆様による協議・検討を重ね策定しました。

委員の皆様には、同時期に策定された最上位計画である「第5次聖籠町総合計画審議会」における安心安全部会と兼任していただき、総合計画の策定と並行して作業を進め、「聖籠町水道事業ビジョン」、「聖籠町国土強靱化地域計画」など関係計画と整合性を図りながら策定しました。



2 策定のあゆみ

年月日	会議名等	場所
2020年		
8月 2日	第1回聖籠町総合計画審議会	町役場
8月 18日	第1回安心安全部会(都市計画等)	町役場
9月 4日	第2回安心安全部会(都市計画等)	町役場
10月 6日	第3回安心安全部会(都市計画等)	町役場
10月 22日	第4回安心安全部会(都市計画等)	町役場
11月 16日	第2回聖籠町総合計画審議会	町役場
2021年		
3月 15日	第3回聖籠町総合計画審議会	町役場
	第5回安心安全部会(都市計画等)	町役場
3月 29日	第4回聖籠町総合計画審議会	町役場
	第6回安心安全部会(都市計画等)	町役場
5月 8日	パブリックコメント募集開始	町役場
6月 6日	パブリックコメント募集終了 意見提出 1件	外
6月 24日	聖籠町都市計画審議会	町役場

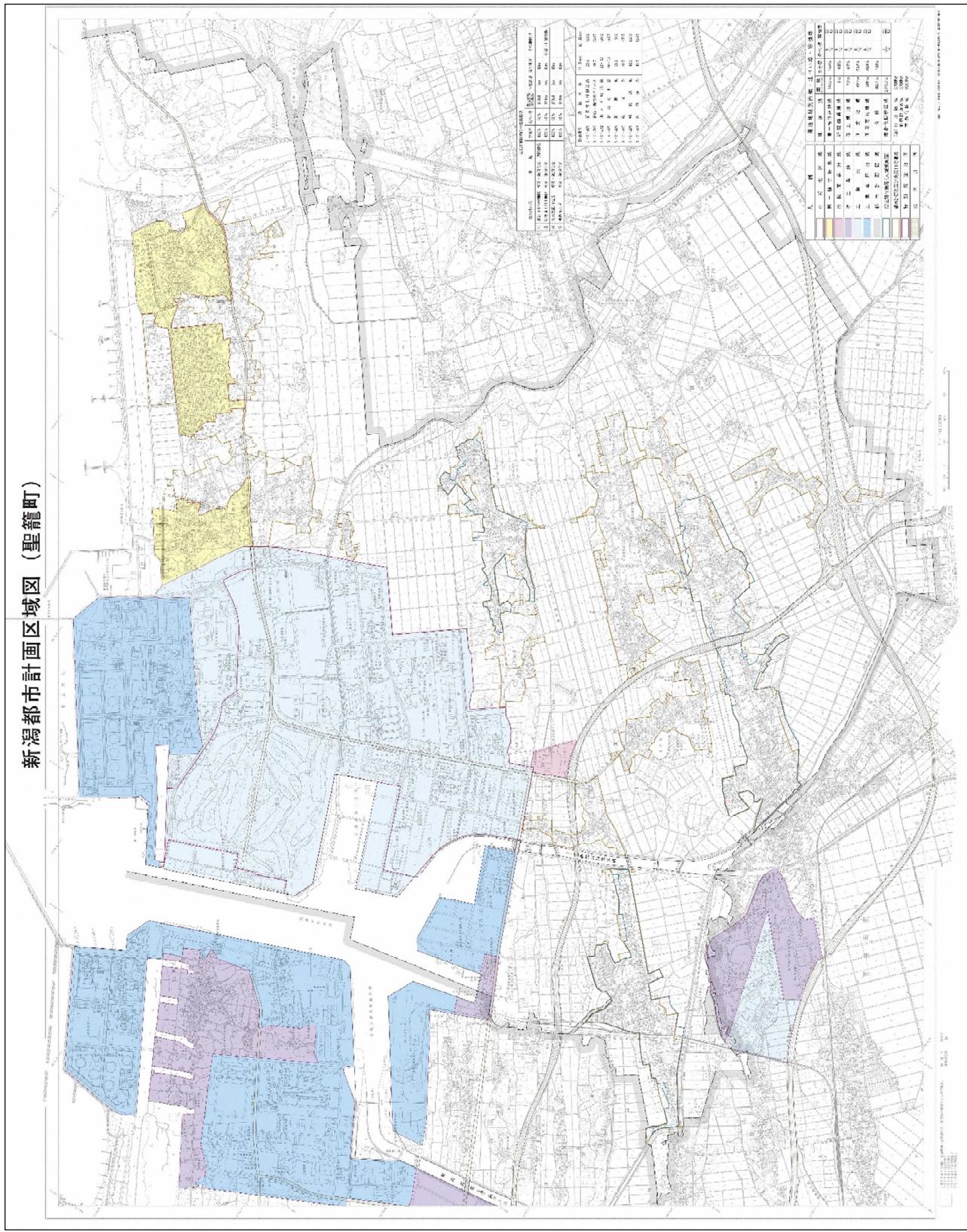
3 策定委員会名簿

番号	氏名	役職等	備考
1	横井 正	(株)岩測設計 専務取締役	委員長
2	萩原 美好	聖籠町消防団長	
3	手嶋 京子	聖籠町減量化推進協議会 副会長	
4	臼井 信二	新発田地区交通安全協会 聖籠支部長	
5	樋口 友貴	(有)ヒグチ不動産 代表取締役	

4 改定履歴

聖籠町都市計画マスタープラン	2001年 3月策定
第2次聖籠町都市計画マスタープラン	2011年 3月改定
第3次聖籠町都市計画マスタープラン	2021年 6月改定

5 新潟都市計画区域図(聖籠町 ※2016年12月修正)





発行：聖籠町

〒957-0192 新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1635番地4

☎ 0254-27-2111(代表) Fax 0254-27-2119

ホームページアドレス <http://www.town.seiro.niigata.jp/>

メールアドレス furusato@town.seiro.niigata.jp

編集 / 聖籠町ふるさと整備課